

2025年～2026年度（令和7年度～8年度）

クラブ活動計画書



**UNITE
FOR
GOOD**

国際ロータリー第2500地区第7分区

釧路西ロータリークラブ

創立:昭和45年6月8日 承認:昭和45年6月10日

全分野の職業人を対象とする

ロータリー倫理訓

1915年7月19～23日、サンフランシスコにおける
第6回ロータリー・クラブ国際連合会年次大会決議

この職業倫理基準は、われわれが共有するところの、人間尊重の心をその骨子とするものである。自分の取引、自分の執着心および自分をめぐる諸関係は、常に、社会の一員としての自分の最高の義務を考慮に入れてのことでなければならない。自分が当面する職業生活のすべての場において、自分の主たる思考は、かかる責任を果たし、かつかかる義務を履行し、かくして、その各々の任務を完了したとき、自分は人間の理想と業績とを、当初よりも幾分向上させしめなければならない。この見地から、一ロータリアンとして以下に掲げる原則の支配に服するものである。すなわち、

- 1 自分の職業に価値を認め、これにより自分は社会に奉仕すべき好箇の機会を与えられたものと思うべきこと。
- 2 自分の身を修め、自分の実力を涵養し、自分の奉仕の心を養うべきこと、ならびにそれを通じて奉仕に徹する者に最大の利益ありとするロータリーの基本原則を实践すべきこと。
- 3 自分は企業経営者であり、したがって成功への執着心を抱いていることを自覚すべきこと。だが、自分は道徳を重んずる人間であり、最高の正義と道徳に基づかざる成功はこれを欲するものでないことを自覚すべきこと。
- 4 自分の商品、自分の労働、自分のアイデアを金銭と交換することは、全当事者がこれによって利益を受ける限りにおいてのみ、適法にして道徳にかなうものであるとの信念をもつべきこと。
- 5 自分の従事する職業の水準を向上させるため最大の努力をはらい、かくして、自分の業務の処理の仕方は思慮に富み、利益を産み、この实例にならば幸福の道が開けることを同業者の者に知らしむべきこと。
- 6 同業者と同等ないしそれに優る完全なサービスを尽くすような方法をもって企業経営を行なうべきこと。また、もし完全なサービスか否かに疑念の生ずる場合には、当該責務上妥当な範囲を超えてまでもサービスを行なうべきこと。
- 7 専門職業にたずさわる者または企業経営者の最大の資産の一つはその友人であることを理解すべきこと。また友情に基づいて手にいれたものこそまさに倫理的かつ正当なものであることを理解すべきこと。
- 8 真の友人は互いに何も要求するものではなく、利益のためにみだりに友人の信頼を利用することはロータリーの精神と相容れないばかりかこの倫理訓にもとるものと思うべきこと。
- 9 社会秩序の立場から他人が絶対に認めないような不正な方法によって機会を利用し、これによって得た人の成功を正当または倫理的なものと考えてはならないこと。また、物質的成功を得るがため、人が倫理的に問題ありとしてしりぞけるような機会に乗ずるが如きことをしてはならないこと。
- 10 自分は一般人に対して義務を負う以上に同僚たるロータリアンに対して義務を負うものではない。けだし、ロータリーの真髄は競争ではなくして協力であるからであり、また党派心はロータリーの如き制度においてはあってはならず、かつ人権はロータリーの内部に限られるものではなく、その範囲とその重要性とにおいて人類そのものの存在と同程度のものであることをロータリーは主張するものだからであり、かつまた、ロータリーはこの高適な理想に向かってすべての制度に属するすべての者を教化するために存在するものである。
- 11 最後に「すべての人にしてもらいたいと欲することを人に対して行ふべし」という黄金律の普遍性を信じ、われわれは、地上の天然資源がすべての者に均等な機会として与えられてこそ、人類社会は最良の状態となるべきことを主張してやまないものである。

(小堀憲助訳)

目 次

・ 四つのテスト、国際ロータリー第2500地区第7分区の主な年間行事	2
・ 2025～2026年度国際ロータリー会長メッセージ	3
・ 国際ロータリー第2500地区ガバナー紹介	7
・ ガバナー信条、地区活動方針	8
・ 国際ロータリー第2500地区ガバナーエレクト紹介	11
・ 国際ロータリー第2500地区第7分区ガバナー補佐紹介	12
・ 2025～2026年度会長方針	13
・ クラブ概要及び会務方針	14
・ 2025～2026年度理事・役員及び所属委員会構成	15
・ クラブ奉仕委員会活動計画	16
例会運営委員会	16
親睦活動委員会	17
会報委員会	18
広報委員会	18
会員増強・選考委員会	19
会員研修委員会	19
・ 職業奉仕委員会活動計画	20
・ 社会奉仕委員会	20
・ 国際奉仕委員会活動計画	21
ロータリー財団委員会・米山記念奨学会委員会	21
・ 青少年奉仕委員会	22
会場監督	22
・ 例会プログラム予定表	23
・ 2025～2026年度 予算書	25
・ クラブの沿革	29
・ 会員名簿・ロータリー経歴一覧	34
・ 職業分類表	43
・ 歴代国際ロータリー会長及びテーマ	45
・ 歴代会員名簿	49
・ 2025～2026年度国際ロータリー第2500地区組織図	56
・ 釧路西ロータリークラブ定款	61
・ 釧路西ロータリークラブ細則	69
・ 釧路西ロータリークラブ慶弔規定	76



四つのテスト

言行は
これに照らしてから

1. 真実か どうか
2. みんなに公平か
3. 好意と友情を深めるか
4. みんなのためになるか どうか

ロータリーの目的

ロータリーの目的は、意義ある事業の基礎として奉仕の理念を奨励し、これを育むことにある。具体的には、次の各項を奨励することにある：

- 第1 知り合いを広めることによって奉仕の機会とすること；
- 第2 職業上の高い倫理基準を保ち、役立つ仕事はすべて価値あるものと認識し、社会に奉仕する機会としてロータリアン各自の職業を高潔なものにすること；
- 第3 ロータリアン一人一人が、個人として、また事業および社会生活において、日々、奉仕の理念を実践すること；
- 第4 奉仕の理念で結ばれた職業人が、世界的ネットワークを通じて、国際理解、親善、平和を推進すること。

付記

「ロータリーの目的」の4つの項目は、等しく重要な意味を持ち、また同時に行動を起こさなければならぬものであるということ、RI理事会の意見が一致した。（ロータリー章典 26.020）

国際ロータリー第2500地区 第7分区の主な年間行事

ロータリー月間

母子の健康月間	7月
会員増強・新クラブ結成推進月間	8月
基本的教育と識字率向上月間・ロータリーの友月間	9月
地域社会の経済発展月間・米山月間	10月
ロータリー財団月間	11月
疾病予防と治療月間	12月
職業奉仕月間	1月
平和構築と紛争予防月間	2月
水と衛生月間	3月
環境月間	4月
青少年奉仕月間	5月
ロータリー親睦活動月間	6月

主な年間行事

米山セミナー	令和7年7月26日（土曜日）【釧路市】 ～27日（日曜日）【釧路市】
地区大会	令和7年10月24日（金曜日）【釧路市】 ～25日（土曜日）【釧路市】
補助金セミナー	令和7年11月9日（日曜日）【釧路市】
7分区IM（釧路北RCホスト）	令和8年4月4日（土曜日）【釧路市】
PELS・CLLS	令和8年3月14日（土曜日）【旭川市】 ～15日（日曜日）【旭川市】
ライラセミナー	令和8年5月16日（土曜日）【釧路市】 ～17日（日曜日）【釧路市】
※Lady Go（女性会員研修会）	令和8年5月9日（土曜日）【釧路市】



マリオ・セザール・
マルティンス・デ・カマルゴ

2025-26年度 R I 会長
Santo Andréロータリークラブ所属
ブラジル、サンパウロ

《2025-26年 会長メッセージ》

2025 年 2 月 10 日

おはようございます、

昨年、私たちは 2024-25 年度のガバナーエレクトの皆さんと一堂に会しました。その際、私は国際ロータリーの会長エレクトとして、会員増強を最優先事項、最も価値ある資産、そして最大の課題として強調しました。

そして今日、会長として皆さんの前に立っている今、ロータリーの未来を確かなものにするには、会員増強に力を注ぐことが不可欠であると、これまで以上に確信しています。

ロータリーの最大の資産は、その歴史でも、プロジェクトでも、また、比類のない世界的ネットワークでもありません。ロータリーの最大の資産は、世界で最も有能なボランティアのチームである会員です。私は、アトランタ国際大会で、ポリオ根絶のパートナー団体を代表する人物が、ロータリー会員の並外れた献身を称賛したのを聞いて、このことを学びました。外部の人からこのような評価を受けたことで、ロータリーが世界にもたらす最大の贈り物は、その会員であるという私の理解が深まりました。

本日は、会員増強と活性化への道筋についてお話ししたいと思います。この道筋は、革新、継続性、パートナーシップという 3 つの柱に導かれています。これらの原則は単なる戦略ではありません。ロータリーを活性化し、新しい声や考え方を取り入れ、世界中の地域社会への奉仕を強化するための行動の呼びかけなのです。

世界は劇的な速さで変化しています。テクノロジー、社会の期待、経済状況は常に変化しており、ロータリーもそれらとともに進化しなければなりません。ジュゼッペ・トマシ・

ディ・ランペドゥーサが著書『山猫』で「すべてを同じままに保つためには、すべてを変えなければならない」と書いたように、変化する世界に適応していくことが、私たちにとっての「革新」なのです。それは、若い会員を迎え入れるだけでなく、目的やつながりを求める年配の方々にも参加していただくことでもあります。

68歳になる私は、同世代の仲間たちとのコミュニティを見つけることがどれほど充実したものであるかを身をもって知っています。

私のホームクラブであるサントアンドレ・ロータリークラブは、150名の会員を擁する活気ある伝統あるクラブです。私の妻であるデニースは、サテライトクラブの結成に尽力し、50名近い卓越した女性たちが自分なりの方法でリーダーシップを発揮できる場を創り出しました。

衛星クラブ、分野特化型クラブ、法人クラブ、パスポートクラブなどは、多様な人々を惹きつけるために必要な柔軟性の例です。これらのモデルがどこでも通用するわけではありませんが、従来の枠組みを超えて未来のロータリアンに手を差し伸べる機会を提供してくれます。

従来の枠組みを超えて、未来のロータリアンに手を差し伸べる機会が生まれます。未来のロータリアンはそこにいるのです。私たちは彼らのいる場所で彼らに会わなければなりません。

この18カ月間で地球を6周以上した私の旅の中で、最も健全な地区には、一貫した団結したリーダーシップという重要な特徴があることに気づきました。ガバナーが前任者の努力を土台とし、プログラムや戦略が毎年切れ目なく継続されるようにすることで、地区は発展します。一方、トップに不和があると、時限爆弾が爆発したかのように会員減少につながることも少なくありません。

この旅路で私が経験した感動的な瞬間をいくつかご紹介しましょう。ナイジェリア第9141地区では、十分なサービスを受けていない地域に井戸を掘ったり、学校の椅子を寄贈したりすることの素晴らしい影響力を目の当たりにしました。パキスタンでは、ロータリーが2022年の壊滅的な洪水の被災者の生存からより良い未来への移行を支援した先進的な村を訪れました。

インドのムンバイでは、ロータリーの補助金で先天性心臓病の治療を受けている子供たちに会いました。また、別の地域では、緩和ケア病院の外にロータリー財団のロゴが描かれた救急車が並んでいるのを目にしました。

インドネシアのランブンでは、デニースと私は、700世帯の小規模な経済的変革を目にすることができました。

継続性とは画一性を意味するものではなく、足並みを揃えることを意味します。地区のリーダーが協力し合い、ガバナー任期を超えてロータリーを思い描くことで、長期的な成功への基盤が築かれます。ロータリーはすでに、毎年指導者が交代するという独特の課題に

直面しています。私たちの努力を分散させることで、この課題をさらに難しくしてはなりません。むしろ、次期リーダーが基盤を築けるよう、協力の伝統を築いていきましょう。ロータリーのポリオ根絶活動の歴史は、私たちに貴重な教訓を教えてください。一人では大きなことを成し遂げることはできなくても、力を合わせれば世界を変えることができるのです。ゲイツ財団、世界保健機関（WHO）、ユニセフといった組織との協力関係は、40年にわたり23億ドルを投じてポリオを根絶する上で大きな役割を果たしてきました。ロータリーは、単独ではこれほどまでに大きな進展を遂げることはできなかったでしょう。では、この教訓を会員増強に生かさない手はありません。ビジネス団体、専門職団体、教育機関と協力することで、職業や考え方の多様性を認めながら、質の高い会員を惹きつけることができます。このようなパートナーシップは、量と質という偽りの二分法を排除します。奉仕と参加というロータリーの価値観を分かち合う専門職の人々に手を差し伸べることで、ロータリーが世界でよいことを行う能力を拡大することができます。最終的には、私たちのすべての功績、プロジェクト、パートナーシップは会員にかかっています。会員増強は、単に会員数を増やすことではありません。私たちの団結力を新たに強め、使命を確実に継承していくことです。

まず、誰もがいつかは亡くなるということを認識しなければなりません。クラブの老齢化を防ぐ唯一の策は、絶えず新会員を迎え入れることです。

次に、会員数が増えれば、奉仕の可能性も広がります。会員数が増えれば、より多くの人々が支援の手を差し伸べ、地域社会に多くのリソースを投入することができます。

後継者育成計画は極めて重要です。クラブは成長するか、衰退するかのどちらかです。安定した会員基盤などあり得ません。

私たちは、会員増強と会員維持を中核的価値観とし、ロータリー会員の世代から世代へと受け継いでいく必要があります。そうすることで、ロータリーが今後も活力と影響力を維持していくことができるのです。

ロータリー会員は行動の人々です。私たちは変化が起こるのを待つのではなく、自ら変化を起こします。

行動の人々は何をするのでしょうか。私たちは善のために団結します。

これが、2025-26年度の会長メッセージ『『よいことのために、手を取り合おう』』です。分裂しがちな世界にあって、ロータリーは団結と希望の光となっています。私たちのプロジェクトは、人種、宗教、性別、政治的信条、経済的背景など、さまざまな違いを超えて人々を結びつけ、世界でよいことをしようという共通の目的で私たちを一つにします。ロータリーは、よりよい人となるよう、他人に奉仕し、末永い影響をもたらすよう、私たちに鼓舞します。

本日この会場を後にする際には、地区でロータリーを成長させるための最善の戦略を学ぶことに焦点を当ててください。ロータリーは、この大会に多大な時間と資金を投じてきました。それは、スピーチや派手な演出のためではなく、皆さんが効果的に指導するための

ツールを身につけていただくためです。この投資から得られる見返りは、ドルではなく、新会員の入会数、革新的なクラブの創設、奉仕を通じて人々の生活を改善した数で測られるでしょう。

そして、この使命を遂行するにあたり、ロータリーの最大の喜びの一つであることを忘れないでください。それは、世界中の友人をつくり、楽しむことです。

皆さん、成長、奉仕、つながりの旅と一緒に乗り出しましょう。皆で団結し、すべての人々の明るい未来を築くロータリーを築きましょう。

ありがとうございました。

2025-26 年度 国際ロータリー第 2500 地区 ガバナー



さ ど ま さ ゆ き
佐 渡 正 幸 (釧路北 RC)

生年月日 1967 年 1 月 9 日
職業分類 司法書士
勤務先 佐渡正幸司法書士事務所 所長
〒085-0018 釧路市黒金町 13 丁目 1 番地 33
TEL : 0154-23-6732 FAX : 0154-22-1020

- ロータリー歴 1999 年 1 月 釧路北ロータリークラブ入会
2000 年 理事(会計)
2006 年 理事(職業奉仕)
2008 年 理事(クラブ管理運営)
2013 年 幹事
2015 年 会長
2017 年 会場監督
2018 年 理事(奉仕プロジェクト)
2019 年 理事(アカデミー)
2020 年 会計監査
2022 年 理事(奉仕プロジェクト)
- 地 区 2013 年 IM 副幹事
2014 年 ローターアクト委員長
2018 年 IM 実行委員長
2020 年 地区グローバル補助金小委員会 委員
2022 年 地区ガバナーノミニー・デジグネート
2023 年 ガバナーノミニー
第 7 分区ガバナー補佐
2024 年 ガバナーエレクト
財団資金管理小委員会 委員長
- ロータリー表彰 P P S
メジャードナー
米山功労者 (+ 6)
- 世界大会参加 2016 年 ソウル大会
2024 年 シンガポール大会



2025-26 年度
国際ロータリー 第 2500 地区ガバナー
さ ど まさ ゆき
佐 渡 正 幸 (釧路北 RC)

《地区スローガン》

Rotary のことを熱く語ろう！

～Rotarian Benefits を紡ぎ、そして育むために～

この度、国際ロータリー第2500地区2025～26年度のガバナーを拝命いたしました第7分区釧路北ロータリークラブの佐渡正幸と申します。皆さまよろしくお願ひ申し上げます。

さて、今年度 RI 会長のマリオ・セザール・マルティンス・デ・カマルゴは、会長メッセージとして、《UNITE FOR GOOD(よいことのために手を取りあおう)》と発信されました。このメッセージは、ロータリーの今後数年の中核的なテーマとなる、“私たちは世界で、地域社会で、そして自分自身の中で持続可能な良い変化を生むために、人びとが手を取り合って行動する世界を目指す”という「ロータリー行動計画」の思考からのものであります。

この行動計画の四つの優先事項は、「より大きなインパクトをもたらす」「参加者の基盤を広げる」「参加者の積極的なかわりを促す」「適応力を高める」であります。言葉からは若干イメージが浮かびにくい表現かと思っておりますので、端的に英単語で表現し直しますと、「Impact(強い影響力)」「Reach(手を伸ばす)」「Engagement(関係性)」「Adapt(順応させる)」の言い回しとなり、その方が皆さまの理解が図れるのではないのでしょうか。つまりは、より健全で、元気で、強いクラブをつくることの重要な指針であるにご理解ください。

デ・カマルゴ会長は、そのメッセージの中で特に「会員増強」の必要性和重要性について熱く語られています。まず冒頭でロータリーの最大の財産は「会員」であると発せられました。そして“会員増強とは単に数字を増やすことではなく、集合体としての私たちの力をさらに高め、ロータリーの使命を継承し

ていくことである”と力説されました。とても感動的な言葉であり、思慮深いものであります。世界には115万人程のロータリアンがいますが、その活動の源泉は会員一人ひとりの真の「Rotarianとしての矜持」であるということです。

皆さまがRotarianとしての使命を自覚し、その“Benefits(恩恵)”に感謝し、一つひとつの活動から得られる満足感、充実感、快適感などの体験を“紡ぎ”、さらにはRotaryに対する「愛や夢や思い」を、今一度大切に“育む”ことが必要ではないかと思えます。その中から生まれるRotarianとしての誇りを、地区内の多くの会員が持ち合わせる事が出来れば、より強靱な「Rotary Brand」がクラブにおいても地区・分区においても構築されるものと信じています。

そしてその目的を達成するためには、真摯に“Rotaryのことを語り合う”ことが必要かと思えます。時に情熱(Passion)をもって、時には厚い友情(Friendship)をもってRotaryのことを語り合うことにより、クラブのメリットや改善点、そして将来のビジョンが見えてくるのではないのでしょうか。また、それを更に明確にする方策として「行動計画」を立てることが得策かと思えます。国際ロータリーが推奨する3-Year rolling goalsや行動計画の実践に取り組むことは意義のあることであり、是非とも「元気なクラブ」づくりのためにご尽力いただきたいと切に願います。

言うまでもなく、地区は各クラブの活性化のために存在し活動していく使命があります。デ・カマルゴ会長が言及したように、地区としてもパストガバナーをはじめ多く先達の努力と成果を基盤として事業の継続を図り、また一方で数年先を見据えた戦略的な思考で組織の編成や予算などについて先進的な発想を取り入れ、より大きなインパクトをもたらす運営を目指し、クラブの発展のために全力で支援し行動していく所存であります。

結びになりますが、本年度はロータリー創立以来120周年の年になります。節目の年にあたり改めてRotaryの「進化と継承」について皆さまと考へ、語らっていきたいと思っております。今までも、そしてこれからも大切しなければならない「Rotarianとしての矜持」を再確認して、それを礎として地区としての進化すべき方向性を見定め、山本倫生ガバナーエレクトへしっかりと引継ぎしていきたいと思っております。なにぶん若輩であります故、皆さまからの叱咤激励を受けながら、そしておおいに語らいながらガバナーの大役を務めていく所存でございます。皆さまからのご理解とご協力を賜れば幸甚でございます。何卒よろしくお願い申し上げます。

《重点目標》

会員を増強し、ファンドレイジングを図り、しっかりと奉仕活動を実践することにより公共イメージの向上に繋がります。そのプラス循環の思考を、小谷典之副ガバナーから継承して発展させていきたいと思っております。クラブ、地区・分区が連携して体験することにより、真実の「Rotary Brand」が創造されると思います。上記の主旨を達成すべく、特に重要な目標を具体的に定めます。

I. 会員数2500名【会員増強】の目標の達成

- ・ロータリアン10%の純増
- ・衛星クラブ、分野特化型クラブなどを含む4クラブ以上の新たな設立
- ・全ての活動が会員増強に連携している意識の統一を図る

II. 地域社会の活性及び世界の平和に繋がる

【ファンドレイジング】の理解と実践

- ・年次寄付375,000\$(会員ひとり150\$)
- ・ポリオ寄付125,000\$(会員ひとり50\$)
- ・米山記念奨学金1,500万(会員ひとり6,000円)
- ・地区補助金、グローバル補助金事業の積極的な実施

II. ロータリーの最優先課題である【ポリオ根絶活動】の周知と実施

- ・各クラブまたは分区にて活動の実施
- ・地区大会でのポリオデイと各活動の報告会の実施
- ・ロータリー研究会のフォトコンテストへのエントリー

II. ロータリーの組織の未来である【青少年奉仕】の拡大と充実

- ・ローターアクト会員の50%の純増
- ・ローターアクターのロータリークラブへの参画と協同奉仕の実践
- ・ローターアクト、インターアクトの活動及び各種大会の支援

ガバナー補佐活動方針（プロフィール）



第7分区ガバナー補佐 平澤利秀

（ひらさわ としひで）

（釧路北 RC）

勤務先及び役職	株式会社 代表取締役
勤務先住所	〒088-0626 釧路郡釧路町桂 4-10 TEL 0154-65-1220 FAX 0154-36-8722
ロータリー歴	2009年 釧路北ロータリークラブ入会 2011年 副幹事 2015年 クラブ管理運営 理事 2019年 会長エレクト 2020年 会長 2021年 直前会長 サテライト委員長 2022年 SAA 2023年 アカデミー研修 委員長 2024年 奉仕プロジェクト 理事
ロータリー表彰歴	マルチプル・ポール・ハリス・フェロー(+2) 米山功労者(+2)

この度、2025-2026年度のRI2500地区 第7分区ガバナー補佐を務めさせていただきます。釧路北ロータリークラブ所属の平澤利秀と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

さて、今年度のRI会長のマリオ・セザール・マルティンス・デ・マカルゴは会長メッセージとして『よいことのために手を取りあおう』と発信されました。また、RI2500地区佐渡正幸ガバナーは「Rotaryのことを熱く語ろう！」～Rotarian Benefitsを紡ぎ、そして育むために～とのスローガンを掲げられました。

両名のメッセージ、スローガンを私達、第2500地区第7分区の全会員が共有して、同じ方向性、同じ理解を図りながら行動することが重要であると考えます。世界にいる約115万人のロータリアンと「元気なクラブ」づくり、また、会員一人ひとりが真の「ロータリアン」としての使命を自覚しプライドをもってクラブ活性化のために一歩前へ前進しながら行動を起こす、そんなきっかけの一年になることを切に願います。

若きリーダーである佐渡ガバナーのもと、ガバナー補佐として責務を自覚し、地区、分区並びに各クラブの発展のために全身全霊で取り組みたいと思っています。

第7分区の会員の皆様には大変お世話になると思いますが、何卒よろしくお願い申し上げます。

2025～2026年度 会長方針



「Rotaryの良さを！」

会長 杉野史和

2025～26年度国際ロータリー、マリオ・セザール・マルティンス・デ・カマルゴ会長は、今年度のメッセージとして「よいことのために、手を取りあおう」と発表されました。

また、国際ロータリー第2500地区佐渡正幸ガバナーは「Rotaryのことを熱く語ろう！ ～Rotarian Benefitsを紡ぎ、そして育むために～」を地区スローガンとし、Rotarianとしての使命を自覚し、恩恵に感謝し、活動から得られる体験を紡ぎ、Rotaryに対する愛や夢や想いを育むことが必要ではないかと述べられています。

今年度の釧路西ロータリークラブのテーマを「Rotaryの良さを！」とさせて頂きました。時代の流れとともにロータリーの在り方や活動も変化をしております。今一度、会員皆様と「Rotaryの良さを！」考える・伝える・生(活)かすことを再認識し、楽しみながら未来へつながるロータリー活動をして参りたいと思います。クラブの未来と発展に寄与できるよう頑張って参りますので、皆様のご協力をお願い申し上げます。

重点目標

1. クラブ発展、充実のため会員増強及び退会防止
2. 会員同士の交流、親睦活動の活性化
3. 自主性を尊重し活発な委員会活動
4. 青少年奉仕活動(柔道・バレー大会)への出席
5. ロータリー財団、米山記念奨学会への理解と協力
6. 地区大会(10月24日～25日釧路市)への参加

クラブ概要及び会務方針

幹 事 佐々木 進 副幹事 加納 則好
平 信二

クラブ定款・細則に基づき、またクラブ会長方針に沿って、各委員会との連携を密接にとり、会員各位のご指導とご協力のもと、クラブ運営が円滑に進むよう努めます。

1. 会員数と内訳（7月1日現在）

正会員 26名

2. 会員の年齢・年齢別分布状況

会員の平均年齢 55歳

最年長会員の年齢 96歳

最年少会員の年齢 42歳

30歳代……0名 40歳代……4名 50歳代……10名

60歳代……3名 70歳代……6名 80歳代以上……3名

3. 会員の在籍年数

1年未満……0名 1年以上3年未満…2名 3年以上5年未満……1名

5年以上10年未満…5名 10年以上25年未満…10名 25年以上……8名

4. クラブの財政

①クラブの会計は、全て予算に基づいて運営します。

尚、会計報告は理事会毎に実施し、会計監査は年度終了後、速やかに実施します。

②会費は年額136,000円とし、上期と下期に各68,000円を徴収します。

新入会員からは、入会時に入会金として15,000円を徴収します。

尚、再入会の場合は入会金を免除します。

③ニコニコ献金は、職業奉仕、社会奉仕、国際奉仕、青少年奉仕の事業に充当します。

5. クラブの運営

理事役員会・クラブアッセンブリー・クラブフォーラム・家庭集会は、クラブ会長方針に基づいて実施し、例会や各委員会運営には全員参加の活動になるよう推進します。

6. 第7分区の会議

各分区における会長幹事会及び諸会議に出席し、各クラブとの交流を深めます。

7. 例 会

月曜日の、12時30分～13時30分に行います。

夜間例会は、18時30分～19時30分に行います。

2025～2026年度 釧路西ロータリークラブ理事役員及び委員会

会長（理事）	杉野 史和	職業奉仕委員長（理事）	請川 透
副会長・クラブ奉仕委員長（理事）	大場 恵治	社会奉仕委員長（理事）	佐藤 圭
幹事（理事）	佐々木 進	国際奉仕委員長（理事）	菊地 康平
副幹事	加納 則好	青少年奉仕委員長（理事）	佐藤 和彦
副幹事	平 信二	会計（理事）	櫻田 美香
会場監督（理事）	張江 宣夫	直前会長（理事）	小栗 直也
副会場監督	八村 弘英	会長エレクト（理事）	菊地 康平

所 属 委 員 会	委 員 長	副 委 員 長	委 員		
クラブ奉仕委員会	大場 恵治	山本 秀基	金田 剛	平 信二	舟木 雅司
例会運営委員会	山本 秀基	小泉 和史	高田 智弘		
親睦活動委員会	金田 剛	岡安 正人	小和田 力 舟木 雅司	請川 透 佐藤 圭	平 信二 守屋 康弘
会報委員会	平 信二	高田 智弘			
広報委員会	舟木 雅司	那知 哲			
会長エレクト統括 （三年委員会）					
会員増強選考委員会	小栗 直也	谷口 次雄	杉野 史和		
会員研修委員会	加藤 精二	那知 哲	八村 弘英		
職業奉仕委員会	請川 透	山本 秀基	櫻田 美香		
社会奉仕委員会	佐藤 圭	小泉 和史	那知 哲		
国際奉仕委員会	菊地 康平	守屋 康弘	加藤 精二		
ロータリー財団・ 米山記念奨学会 委員会	三木 克敏	三宮 久蔵	谷口 次雄		
青少年奉仕委員会	佐藤 和彦	岡安 正人	金田 剛		
会 計	櫻田 美香	守屋 康弘			
会 場 監 督	張江 宣夫	八村 弘英			

クラブ奉仕委員会

担当理事 委員長 大場 恵治 委員 金田 剛 平 信二
副委員長 山本 秀基 舟木 雅司

「Rotaryの良さを！」の会長方針を基に各委員会が適切に運営できるよう努めます。
又、活力あるクラブにするために例会運営委員会・親睦活動委員会・会報委員会・広報委員会の運営が円滑に進められるよう努めます。

〈例会運営委員会〉

委員長 山本 秀基
副委員長 小泉 和史
委員 高田 智弘

クラブ会長方針「Rotaryの良さを！」に基づき、各委員会と連携をとり出席率の向上を図るため、次の活動を実施します。

1. 出席率向上のため、例会場に個人別出席表を掲示します。
2. 他クラブとの交流を図る為メーキャップを上期1回、下期1回実施します。
3. 地区大会、IMなどの行事には担当委員会と協力し、積極的に参加するよう呼びかけます。

〈親睦活動委員会〉

委員長 金田 剛 委員 小和田 力 請川 透 平 信二
副委員長 岡安 正人 舟木 雅司 佐藤 圭 守屋 康弘

当委員会は、クラブ会長方針に基づき、会員相互の好意と友情を深めるため各委員会と連携し活力あるクラブ運営に努力し、出席向上につながるよう次のことを実施します。

1. 会員並びに家族相互の親睦とロータリー活動をより良く理解してもらうため次のことを実施します。

- ①夏祭り会 【8月】
- ②食欲の秋家族例会 【9月】
- ③クリスマス家族会 【12月】
- ④ひな祭り例会 【3月】

2. 会員相互の親睦を深めるため、次のことを実施します。

- ①出航式
- ②新年交礼会
- ③帰港式
- ④入退会会員の歓送迎会（随時開催）

3. 記念日には次のことを実施します。

- ①本人誕生日には記念品を贈呈し、全員起立によりバースデーソングにて祝福します。
- ②奥様の誕生日には、記念品を贈ります。
- ③結婚記念日
- ④その他記念として随時受付します。

4. ビジター及びゲストを迎えるときは、常に明るい笑顔での対応に努めます。

5. ニコニコ献金については、会員の協力を仰ぎ、会員の喜びを積極的にお受けいたします。

〈 会 報 委 員 会 〉

委員 長 平 信二

副委員 長 高田 智弘

当委員会は佐渡ガバナーの地区スローガン「Rotaryのことを熱く語ろう！～Rotarian Benefitsを紡ぎ、そして育むために～」を推進し、クラブ会長方針に基づき、会員皆様の協力を得てホームページ等を活用しながら、親しみ易く多くの皆様に見ていただきクラブづくりに参画できるような会報作りを目指します。

1. 例会を記録し、会員へ情報の提供をします。
2. 例会を動画撮影しホームページ等を活用しながら、外部の方へ例会の雰囲気がわかるようにします。

〈 広 報 委 員 会 〉

委員 長 舟木 雅司

副委員 長 那知 哲

今年度の会長方針に基づきロータリー活動の情報と理解を深めるべく、また多くの方々にロータリー活動を理解していただくべく、次の活動を行います。

1. 毎月例会で「ロータリーの友」誌の内容を紹介します。
2. 各報道機関に、当クラブの活動及び情報を提供します。
3. 釧路市コミュニティーセンター「コアかがやき」図書室の釧路西ロータリー文庫へ「ロータリーの友」誌を提供します。

〈会員増強・選考委員会〉

委員長 小栗 直也
副委員長 谷口 次雄
委員 杉野 史和

当委員会は、クラブ会長方針「Rotaryの良さを！」に基づき次の活動を実施します。

1. 前年度からの3年計画であります女性会員の増強を引き続き目標とし、会員全体の協力のもと目標達成に進み退会防止には極力務めていきます。
2. 会員増強推進月間（8月）には、会長エレクトの指示のもとプログラムを実施します。また、地区として会員拡大セミナーが開催されれば参加します。
3. 会員に推薦された候補者は、ロータリアンとしての確であるかを調査し、結果を委員会でまとめて理事会に報告します。

〈会員研修委員会〉

委員長 加藤 精二
副委員長 那知 哲
委員 八村 弘英

会員研修は当クラブの重点目標です、クラブの強化と発展のために次の活動を実施します。

1. 新会員及び入会歴の浅い会員のためにオリエンテーションを実施します。
2. 関連委員会と連携を図り、ロータリー情報に関するプログラムを実施します。

職業奉仕委員会

担当理事 委員長 請川 透
副委員長 山本 秀基
委員 櫻田 美香

当委員会は会長方針である「Rotaryの良さを！」に基づき、様々な職業を通じて地域に貢献できるように活動を実施します。

1. 職業奉仕に関する家庭集会、クラブフォーラムを実施します。
2. 職場訪問例会を実施します。

社会奉仕委員会

担当理事 委員長 佐藤 圭
副委員長 小泉 和史
委員 那知 哲

当委員会は、クラブ会長方針に基づき、各委員会と連携を密にし、地域社会への奉仕活動を行います。

1. 社会奉仕に関連するクラブフォーラムを実施します。
2. クラブ内での社会福祉募金を実施し地域の社会福祉に役立てます。
3. クリスマス家族会にはチャリティーオークション（又はそれと同趣旨の企画）を実施し益金を地域の社会福祉に役立てます。
4. クラブ社会奉仕事業基金を継続して積立てます。

国際奉仕委員会

担当理事 委員長 菊地 康平
副委員長 守屋 康弘
委員 加藤 精二

クラブ会長方針に基づき、会員一人ひとりが国際奉仕の目的と意義の理解を深めるために、次の計画を実施します。

1. 国際奉仕に関するクラブフォーラム及び、家庭集会を実施します。
2. ロータリー財団、米山記念奨学会委員会の活動に協力します。

〈ロータリー財団委員会・米山記念奨学会委員会〉

委員長 三木 克敏
副委員長 三宮 久蔵
委員 谷口 次雄

ロータリー財団・米山記念奨学会への寄付は、奉仕活動を推進して行くうえで、重要な課題です。クラブ会員全員が目的の意義を理解し、ロータリー財団・米山記念奨学会への支援をして頂けるよう次の活動を実施します。

1. ロータリー財団への年次寄付の協力と、寄付金向上に努めます。
2. 米山記念奨学会に、一人当たり年間4,000円（上期2,000円 下期2,000円）の普通寄付をします。
3. 米山月間には米山功労者の協力を呼びかけ、米山記念奨学会への積極的支援を行います。
4. ロータリー財団月間、米山月間には会員の認識と理解を深めるプログラムを行います。

青少年奉仕委員会

担当理事 委員長 佐藤 和彦
副委員長 岡安 正人
委員 金田 剛

当委員会は会長方針に基づき青少年の健全な育成、可能性を發揮できる機会を提唱し、社会を取り巻く青少年の諸問題を検討し、ロータリアンとしての責任のもと、次の活動を実施します。

1. 令和8年5月16日(土)・17日(日)に釧路山花で開催される、第42回RYLAセミナーへの青少年参加を励行します。
2. 第42回釧路西ロータリークラブ会長杯柔道大会・第43回小学生バレーボール大会を開催し、スポーツを通じて青少年及び子供たちとの交流を深めます。
3. 釧路北ローターアクトおよびインターアクトへの活動を支援します。
4. 青少年奉仕のための月間プログラムには、青少年の諸問題についての例会を実施します。

〈 会 場 監 督 〉

会場監督 張江 宣夫
副会場監督 八村 弘英

例会への出席はロータリー活動の原点であります。そこで本年度は会長方針に基づき、関連委員会と連携をはかり、魅力ある例会となる様、次の活動を実施します。

1. 来賓・来訪者の方々には誠意をもって接し、心より出迎え、見送りします。
2. 席次につきましては、出来るだけ固定化しないように配慮いたします。
特に新会員には早く慣れて頂けるよう努めます。
3. 食事につきましては佐々木幹事にご協力を頂き時宜を得たメニューを心がけます。

例会プログラム予定表：上期

月 日	回数	通算		プ ロ グ ラ ム	担当委員会
7月7日	1	2438	夜間	ハンマー伝達式・バッチ交換、会長・幹事就任挨拶	理事会
7月28日	2	2439	夜間	杉野丸出航式	クラブ奉仕・親睦活動委員会
8月4日	3	2440	夜間	会員増強例会	会長エレクト統括・ 会員増強・選考委員会
8月23日	4	2441	普通	夏祭り会	クラブ奉仕・親睦活動委員会
9月8日	5	2442	普通	職場訪問例会	職業奉仕
9月29日	6	2443	夜間	食欲の秋家族例会	クラブ奉仕・親睦活動委員会
10月6日	7	2444	夜間	ガバナー公式訪問例会	理事会
10月27日	8	2445	普通	地区大会参加報告	理事会
11月10日	9	2446	普通	ロータリー財団月間プログラム・次年度理事役員選告示	国際奉仕・財団委員会
11月17日	10	2447	夜間	クラブフォーラム	社会奉仕
12月8日	11	2448	夜間	クラブアッセンブリー・年次総会 (次年度理事・役員選出)	理事会
12月21日	12	2449	夜間	クリスマス家族会	クラブ奉仕・社会奉仕委員会

※米山セミナー 令和7年7月26日(土)～27日(日) 釧路市
 ※地区大会 令和7年10月24日(金)～25日(土) 釧路市
 ※補助金セミナー 令和7年11月9日(日) 釧路市

例会プログラム予定表：下期

月 日	回数	通算		プ ロ グ ラ ム	担当委員会
1月5日	13	2450	夜間	新年交礼会（年男・年女の抱負）	クラブ奉仕・親睦活動委員会
1月19日	14	2451	普通	会員卓話	クラブ奉仕
2月2日	15	2452	普通	平和構築と紛争予防月間	国際奉仕
2月16日	16	2453	夜間	クラブフォーラム	青少年奉仕
3月2日	17	2454	夜間	ひなまつり例会	クラブ奉仕・親睦活動委員会
3月16日	18	2455	普通	PELS・CLLS参加報告	次年度理事会
4月6日	19	2456	普通	環境月間	社会奉仕
4月20日	20	2457	夜間	クラブフォーラム	職業奉仕
5月11日	21	2458	普通	青少年奉仕月間プログラム	青少年奉仕
5月25日	22	2459	夜間	クラブフォーラム・次年度活動計画案	次年度理事会
6月8日	23	2460	夜間	クラブアッセンブリー（ガバナー補佐公式訪問）	次年度理事会
6月29日	24	2461	夜間	杉野丸帰港式・幹事理事役員退任挨拶	理事会・親睦活動委員会

※第7分区IM（釧路北RCホスト）

※PELS・CLLS

※ライラセミナー

※Lady Go（女性会員研修会）

令和8年4月4日（土）釧路市

令和8年3月14日（土）/3月15日（日）旭川市

令和8年5月16日（土）/5月17日（日）釧路市

令和8年5月9日（土）釧路市

2025～2026年度 予 算 書

【一般会計：収入の部】

単位：円

科 目	摘 要	金 額
前 年 度 繰 越 金		
会 費	上期： 68,000 円 × 26 名 = 1,768,000	3,604,000
	下期： 68,000 円 × 27 名 = 1,836,000	
負 担 金	上期： 45,665 円 × 26 名 = 1,187,290	2,239,210
	下期： 38,960 円 × 27 名 = 1,051,920	
入 会 金	通期： 15,000 円 × 1 名 = 15,000	15,000
ビ ジ タ ー フ ィ ー	通期： 3,500 円 × 5 名 = 17,500	17,500
雑 収 入	通期： 0 円 × 名 = 0	0
利 息	通期： 0 円 × 名 = 0	0
収 入 合 計		5,875,710

【一般会計：支出の部①】

単位：円

科 目	摘 要	金 額
< R I 関 係 >		
人頭分担金（レート145円）	上期： 41 円 × 26 名 = 154,570	315,085
	下期： 41 円 × 27 名 = 160,515	
規 定 審 議 会 追 加 年 会 費	上期： 1 円 × 26 名 = 3,770	3,770
計		318,855
< 地 区 関 係 >		
地 区 資 金	上期： 6,300 円 × 26 名 = 163,800	340,200
	下期： 6,300 円 × 27 名 = 176,400	
リソースとサポート事業費	上期： 0 円 × 26 名 = 0	0
職業研修チーム（VTT）	上期： 500 円 × 26 名 = 13,000	13,000
	下期： 500 円 × 27 名 = 13,500	13,500
国際青少年交換事業費	上期： 0 円 × 26 名 = 0	0
	下期： 0 円 × 27 名 = 0	
地 区 大 会 分 担 金	上期： 3,000 円 × 26 名 = 78,000	78,000
ガバナー会運営協力金	上期： 100 円 × 26 名 = 2,600	5,300
	下期： 100 円 × 27 名 = 2,700	
ロータリー文庫協力金	上期： 0 円 × 26 名 = 0	0
	下期： 0 円 × 27 名 = 0	
地 区 拡 大 資 金	上期： 100 円 × 26 名 = 2,600	2,600
R L I 運 営 資 金	上期： 150 円 × 26 名 = 3,900	3,900
ガバナー補佐活動費	上期： 300 円 × 26 名 = 7,800	15,900
	下期： 300 円 × 27 名 = 8,100	
DLPに伴うファシリティセミナー負担金	上期： 0 円 × 26 名 = 0	0
RIJYEM維持協力金 ※注1	上期： 100 円 × 26 名 = 2,600	5,300
	下期： 100 円 × 27 名 = 2,700	
ロータリー平和フェロシップ	下期： 15 円 × 27 名 = 405	405
規 定 審 議 会 派 遣 積 立 資 金	下期： 100 円 × 27 名 = 2,700	2,700
青 少 年 保 険 負 担 金	下期： 150 円 × 27 名 = 4,050	4,050
計		484,855

※注1 特定非営利活動法人国際ロータリー日本青少年委員会維持協力金（セクハラ対応等）

【一般会計：支出の部②】

単位：円

科 目	摘 要	金 額
＜分区関係＞		
地 区 負 担 金	上期： 300 円 × 26 名 =	7,800
	下期： 300 円 × 27 名 =	8,100
分 区 運 営 負 担 金	上期： 1,000 円 × 26 名 =	26,000
分 区 事 業 負 担 金	上期： 1,200 円 × 26 名 =	31,200
計		73,100
＜文献費＞		
ロ ー タ リ ー の 友	上期： 1,650 円 × 27 名 =	44,550
	下期： 1,650 円 × 28 名 =	46,200
ロ ー タ リ ー 手 帳	上期： 0 円 × 0 名 =	0
ガ バ ナ ー 月 信	上期： 0 円 × 27 名 =	0
	下期： 0 円 × 28 名 =	0
第 7 分 区 会 員 名 簿	上期： 1,375 円 × 30 名 =	41,250
西 ク ラ ブ 活 動 計 画 書	上期： 5,000 円 × 35 名 =	175,000
計		307,000
＜寄付金・助成金＞		
米 山 記 念 奨 学 会	上期： 2,000 円 × 26 名 =	52,000
	下期： 2,000 円 × 27 名 =	54,000
インターアクト協力金(武修館高校)	上期： 1,000 円 × 26 名 =	26,000
ローターアクト協力金	上期： 2,000 円 × 26 名 =	52,000
ポリオ撲滅支援寄付金	上期： 2,000 円 × 26 名 =	52,000
計		236,000
＜クラブ関係＞		
I M 準 備 積 立 金	上期： 500 円 × 26 名 =	13,000
	下期： 500 円 × 27 名 =	13,500
I M 登 録 料	下期： 10,000 円 × 27 名 =	270,000
計		296,500
＜登録＞		
地 区 大 会	上期： 16,000 円 × 10 名 =	160,000
地 区 協 議 会	下期： 10,000 円 × 10 名 =	100,000
分区内会長・幹事(年6回)	上期： 10,000 円 × 2 名 =	60,000
	下期： 10,000 円 × 2 名 =	60,000
市内クラブ記念行事・全員登録	上期： 0 円 × 名 =	0
	下期： 0 円 × 名 =	0
計		380,000
＜例会＞		
食 事 代 ・ 会 場 費 (上期12回)(下期12回)	上期： 2,300 円 × 26 名 =	717,600
	下期： 2,300 円 × 27 名 =	745,200
計		1,462,800
＜事務費＞		
ク ラ ブ 事 務 管 理 費 * 合 同 事 務 所 費	上期： 15,000 円 × 26 名 =	390,000
	下期： 15,000 円 × 27 名 =	405,000
事 務 用 品 費		0
会 議 費		0
慶 弔 費		0
雑 費		0
計		795,000

【一般会計：支出の部③】

単位：円

科 目	摘 要	金 額
＜クラブ奉仕委員会＞		
ク ラ ブ 奉 仕 委 員 会		10,000
例 会 運 営 委 員 会		5,000
親 睦 活 動 委 員 会	家族例会等	1,100,000
会 報 委 員 会	ホームページ委託料	100,000
広 報 委 員 会		5,000
会 員 増 強 選 考 委 員 会		5,000
会 員 研 修 委 員 会		10,000
計		1,235,000
＜職業奉仕委員会＞		
職 業 奉 仕 委 員 会	職場訪問例会謝礼等	15,000
計		15,000
＜社会奉仕委員会＞		
社 会 奉 仕 委 員 会		15,000
計		15,000
＜青少年奉仕委員会＞		
青 少 年 奉 仕 委 員 会	LYLAセミナー・バレー大会会場費	120,000
計		120,000
＜国際奉仕委員会＞		
国 際 奉 仕 委 員 会		15,000
ロ ー タ リ ー 財 団 ・ 米 山 記 念 奨 学 会 委 員 会		5,000
計		20,000
合 計		5,759,110
予 備 費		116,600
支 出 合 計		5,875,710

【特別会計：収入の部】

単位：円

科 目	摘 要	金 額
前 年 度 繰 越 金		
ニ コ ニ コ 献 金		350,000
預 金 利 息		0
合 計		350,000

【特別会計：支出の部】

単位：円

科 目	摘 要	金 額
職 業 奉 仕		25,000
社 会 奉 仕		25,000
国 際 奉 仕		25,000
青 少 年 奉 仕		25,000
社 会 奉 仕 事 業 積 立 金		25,000
創 立 60 周 年 費 用 積 立 金		35,000
世 界 社 会 奉 仕 事 業 基 金		0
ニ コ ニ コ 献 金 記 念 品 購 入		160,000
I M 準 備 積 立 金		30,000
次 年 度 繰 越 金		
合 計		350,000

【積立資金目録】

単位：円

科 目	摘 要	金 額
世 界 社 会 奉 仕 事 業 基 金		1,080,000
創 立 60 周 年 費 用 積 立 金		2,380,000
社 会 奉 仕 事 業 積 立 金		3,283,000
I M 準 備 積 立 金		426,000
ク ラ ブ 運 営 基 金		3,530,000
合 計		10,699,000

ク ラ ブ の 沿 革

創 立	1970年6月8日	
承 認	1970年6月10日	
推 薦 者	第350地区ガバナー	秋 山 康之進
スポンサークラブ	釧路北ロータリークラブ	
特 別 代 表	釧路北ロータリークラブ	曾 宇 昇 進
チャーターメンバー	22名（現在在籍者数1名）	
名 誉 会 員	0名	
現 在 会 員 数	26名（正会員：26）	
平均年齢	55歳（最高：96歳 最少：42歳）	
例 会 日	月曜日 12：30～13：30	
例 会 場	ANAクラウンプラザホテル釧路 〒085-0016 釧路市錦町3-7	T E L (0154) 31-4111 F A X (0154) 24-8640
幹 事 事 業 所	トータルサインプロジェクト 〒084-0907 鳥取北4-14-6	T E L 090-2693-2667 F A X (0154) 68-5476
取 引 銀 行	大地みらい信用金庫 鳥取西支店（普）1107452	
	釧路西ロータリークラブ 幹事	佐々木 進

歴 代 会 長 ・ 幹 事

	【会 長】	【幹 事】
1. 創立時 1970.6.8～6.30	石 上 實	中 谷 定 男
2. 1970～71 7月～2月	石 上 實	中 谷 定 男
〃 〃 2月～6月	岩 澤 慶 二	中 谷 定 男
3. 1971～72	須々田 貞 利	玉 置 正 蔵
4. 1972～73	田 原 尚	三 宮 久 蔵
5. 1973～74	大 谷 渡	旭 貞 夫
6. 1974～75（'75.6.8 創立5周年）	森 井 陽	佐 藤 静 治
7. 1975～76	徳 光 清 勝	飯 塚 房 雄
8. 1976～77	三 宮 久 蔵	張 江 宣 夫
9. 1977～78 7月～12月	玉 置 正 蔵	浅 海 信 一
〃 〃 12月～6月	須々田 貞 利	浅 海 信 一
10. 1978～79	中 谷 定 男	鶴 田 曠 貴
11. 1979～80（'80.6.8 創立10周年）	川 上 弘	松 井 則 親
12. 1980～81	三 室 一 之	菅 原 賢 司
13. 1981～82	佐 藤 静 治	三 宮 久 蔵
14. 1982～83	森 利 喜 夫	若 月 辰 三
15. 1983～84（森井分区代理輩出）	中 澤 悟 郎	柴 田 龍 太 郎
16. 1984～84（'85.6.8 創立15周年）	浅 海 信 一	川 島 洋 人
17. 1985～86	柴 田 龍 太 郎	菅 原 正 二

	【会 長】	【幹 事】
18. 1986～87 (地区年次大会ホスト)	菅 原 賢 司	木 幡 常 俊
19. 1987～88	若 月 辰 三	佐 藤 道 博
20. 1988～89 (中澤分区代理輩出)	木 幡 常 俊	河 津 雄 二 郎
21. 1989～90 ('90.6.8 創立20周年)	武 田 英 雄	中 村 幹 男
22. 1990～91	鶴 田 曠 貴	松 實 将 文
23. 1991～92	三 浦 三 郎	中 井 一 雄
24. 1992～93	張 江 宣 夫	白 田 恭 慈
25. 1993～94 (三宮分区代理輩出)	川 島 洋 人	藤 川 隆
26. 1994～95 ('95.6.8 創立25周年)	河 津 雄 二 郎	村 上 孝 雄
27. 1995～96	井 戸 川 昭 夫	高 木 一 州
28. 1996～97 (地区財団セミナーホスト ・ 釧路ベイRC設立スポンサー)	松 實 将 文	城 地 利 夫
29. 1997～98	沼 田 昭	森 義 治
30. 1998～99 (柴田分区代理輩出)	村 上 孝 雄	山 本 秀 基
31. 1999～00 ('00.6.8 創立30周年)	中 井 一 雄	石 川 俊 二
32. 2000～01	中 村 幹 男	加 藤 精 二
33. 2001～02	高 木 一 州	大 場 恵 治
34. 2002～03	城 地 利 夫	山 口 功 雄
35. 2003～04 (張江ガバナー補佐輩出)	谷 口 次 雄	河 村 幹 雄
36. 2004～05	山 口 功	平 井 宏 一
37. 2005～06	八 村 弘 英	安 藤 純 博
38. 2006～07	井 岸 武 雄	中 川 陽 市
39. 2007～08	加 藤 精 二	大 美 栄 次
40. 2008～09	大 場 恵 治	柴 田 瑞 枝
41. 2009～10 ('10.6.8 創立40周年)	山 本 秀 基	佐 藤 和 彦
42. 2010～11 (川島ガバナー補佐輩出)	石 川 俊 二	三 木 克 敏
43. 2011～12	加 納 則 好	小 泉 和 史
44. 2012～2013	坂 口 裕 二	(井 岸 武 雄)
45. 2013～2014	那 知 哲	三 木 克 敏
46. 2014～2015 ('15.6.8 創立45周年)	佐 藤 和 彦	山 本 秀 基
47. 2015～2016	三 木 克 敏	櫻 田 美 香
48. 2016～2017	小 泉 和 史	菊 地 康 平
49. 2017～2018	松 田 正 昭	松 田 正 昭
50. 2018～2019	金 田 剛	金 田 信 二
51. 2019～2020 ('20.6.8 創立50周年)(加納ガバナー補佐輩出)	平 信 二	請 川 透
52. 2020～2021	請 川 透	小 栗 直 也
53. 2021～2022	山 本 秀 基	舟 木 雅 司
54. 2022～2023	大 場 恵 治	菊 地 康 平
55. 2023～2024	金 田 剛	岡 安 正 人
56. 2024～2025	小 栗 直 也	杉 野 史 和
57. 2025～2026	杉 野 史 和	佐 々 木 進

ポール・ハリス フェロー (80名) ★印 退会者 ◎印 家族

★田原尚 '73	★西美哉 '74	★飯塚房雄 '74
★森井陽 '74 '86 '87 '88 '90		★玉置正蔵 '74
★須々田貞利 '80	★中澤悟郎 '80 '90	★徳光清勝 '80
★武田英雄 '80 '90 '94	★佐藤静治 '82	★浅海信一 '82
★菅原賢司 '83 '96 '99 '04	★松尾俊和 '85	
★柴田龍太郎 '86 '95 '97 '99 '02		★木幡常俊 '87 '95
★三宮久蔵 '87 '92 '95 '97 '02 '19	★山崎慶一 '88	★若月辰三 '88
★森利喜夫 '88	★井戸川昭夫 '89 '96	★米澤民生 '88 '95
★細野充正 '89	★菅原正二 '91 '93	★川上弘之 '91
★松實将文 '91 '96	★菅井一雄 '92 '96	★丹葉和昭 '91 '97
★三浦三郎 '92	★中津雄二郎 '93 '96	★沼田初夫 '95
★佐藤道博 '93	★河津隆一 '96	★三崎和義 '96
★横田昭治 '96	★山内剛稔 '96	★本間栄一 '96
★森義治 '96	★磯崎孝雄 '97	★安藤正孝 '96
★七戸尚武 '96		★太田正義 '96
★高橋正俊 '96		★大久保義浩 '06
★鶴田曠貴 '87 '96 '09		★柴田瑞枝 '87 '11
★川島洋人 '89 '97 '09		★中村幹男 '90 '08
★張江宣夫 '90 '99 '09		★高木一州 '95 '06
★山本秀基 '95 '06		★井岸武雄 '97
★石川俊二 '97 '11	★安藤純博 '96 '05	★八村弘英 '96 '05 '14
★七野修二 '96 '05	★那知哲 '17	★山口利夫 '96 '06
★谷口次雄 '97 '09 '16	★坂口裕二 '17	★城地恵治 '97 '11
★加藤精二 '96 '05 '15	★田村康 '04	
★木谷勝 '03	★安部眞 '05	◎中澤シゲ '90 '02
★大坂敏治 '05 '24	◎柴田真理子 '96	◎菅原成子 '96
◎柴田納弘 '96	★中川陽市 '09	★佐藤雅和 '08
★加佐藤和彦 '11 '22	★金田剛 '16	★小泉史 '16
★木藤克敏 '16	◎山本由美 '16	★櫻田美香 '18

ロータリー財団準フェロー (129名) ★印 退会者

★中谷定男	★大谷渡	★松井則親	★大澤義一
★平山昭明	★三室健一郎	★渡辺善一郎	★荒田森公
★沼館嘉正	★遠藤田勝治	★浜野川文彦	★和松中明
★山本宏	★池林学隆	★小斎藤邦雄	★松田亮
★堺山照平	★藤川村隆雄	★大倉利速雄	★高瀬孝雄
★畠山保次	★川木三和	★森永喜久雄	★菅原橋弘
★並木敏雄	★佐々木孝迪	★谷口博彦	★高角昭次郎
★木之内健治	★安山山	★西野博恭	★小大新脩
★竹之畑光行	★北家山多	★白田橋修二	★大古川孝和
★田畑徹泰	★本氏家地	★高稲井浦昭	★白田嘉良
★村谷山勢貴也	★山市川保	★三佐藤野泰	★田木原豊
★増岡祐一	★市山下村	★佐藤野泰	★田中置久
★三浦義道	★山藤大	★小星野	★田中置久
★長谷川直幸	★木次谷	★柳原勝	★砂土裕司

★高橋哲姿
★佐藤菜穂子
★新出浩二
★澤田豊
★篠原孝雄
★大橋勝典
★杉本隆英
★松蘭英子
★佐久間好明
★増田貴大
★高田智弘
★平信二
★舟木雅司
★佐藤圭

★清水孝悦
★市川了一
★竹田和則
★平井宏一
★河村幹雄
★赤尾竹美
★田中正師
★大越秀一
★真岩勝司
★佐野寿喜
★吉田容広
★上杉朋巧
★成田智之

★櫛引勝男
★松原政美
★利根辰美
★松下稔夫
★飯盛眞夫
★奥本ゆかり
★端谷恒美
★大塚和勉
★小和田力
★菊地康平
★高畑哲也
★請川透
★木村秀明

★山本昇
★宮田喜久雄
★小濱隆滋
★坂上隆一章
★笠井邦栄
★大井美次
★伊藤敏幸
★斎藤静枝
★松田正昭
★杉野史和
★小栗直也
★岡安人
★曾我尚久

ベネファクター (6名) ★印 退会者 ◎印 家族

★柴田龍太郎 '92 ★井戸川昭夫 '95 ★武田英雄 '95
★菅原賢司 '96 ★木幡常俊 '96 ★柴田瑞枝 '98

米山功労者 (8名) ★印 退会者

★森井陽 '83 ★中澤悟郎 '83 ★菅原賢司 '92
★柴田龍太郎 '92 ★米澤民生 '93 ★木谷勝 '05
★柴田瑞枝 '08 '09 '10 '11 張江宣夫 '18 '22

出席規定適用免除会員 (10名)

三宮久蔵 張江宣夫 谷口次雄
加藤精二 八村弘英 山本秀基
大場恵治 加納則好 那智哲
加藤精二

ロータリー財団寄付の種類

呼 称	説 明	金 額	認 証
「財団の友」会員 (RFSM)	年次プログラム基金に毎年米貨100ドル以上を寄付する意図を文章に表明した個人。	100 ドル	「財団の友」会員ステッカー
ポール・ハリス・フェロー	無条件寄付あるいは累計寄付による米貨1,000ドル以上の年次プログラム基金への寄付を行った個人へ感謝の表明として授与する。	1,000 ドル	証明書、襟ピン、メダル
マルチプル・ポール・ハリス・フェロー	ポール・ハリス・フェローとなった後に米貨1,000ドル単位 (2,000ドル、3,000ドルなど) で個人に対して授与されるものです。	1,000 ドル	寄付額のレベルに相当する石の付いた襟ピン
ポール・ハリス・ソサエティ	個人的に年次プログラム基金に毎年米貨1,000ドル以上を寄付する決意をした個人を認証するプログラムで、地区レベルにおいて管理される。	1,000 ドル	
ベネファクター	財団が好不況に関係なく安定したプログラムを実行出来るよう、保全のための積立金です。	1,000 ドル	認証状、バッジ
大口寄付者	寄付の指定条件に関係なく個人的な寄付の累計が米貨10,000ドルに達した個人または夫婦を表彰する。	10,000 ドル	寄付のレベルに基づきクリスタル製承認品および襟ピンの選択
100パーセント・ポール・ハリス・フェロー・クラブ	クラブの全正会員がポール・ハリス・フェローになっていることを条件に申請する。これは1回限りのパナール認証です。		R I 本部で恒久的に展示される楯に、クラブ名が刻まれる。

2005～06 17～18	環境保全(副) 雑誌				ロータリー情報(副) 雑誌(副)			広報(長) 会員選考(副) ロータリー情報
2004～05 16～17	人間尊重(副) 環境保全(副)				会員増強(長)			会員選考
2003～04 15～16	プログラム				ガバナー補佐 会員選考			会長
2002～03 14～15	ロータリー情報				プログラム(副)			会長エレクト(理事)
2001～02 13～14	ロータリー情報(長)				プログラム(副) 人間尊重			副会長 クラブ奉仕(長)
2000～01 12～13	ロータリー情報(副) 米山奨学会(副)				米山奨学(長)			職業情報(副)
1999～00 11～12	雑誌(長)				世界社会(副)			国際奉仕(長)
1998～99 10～11	会員増強(長)				広報(長)			世界社会(長)
1997～98 9～10	社会奉仕(副) 環境保全(長)				会員選考(長)			地域発展(副) ロータリー財団
1996～97 8～9	職業奉仕 雑誌				SAA 会員選考(長)			ロータリー財団(副)
1995～96 7～8	プログラム(長)				ロータリー情報(長) 会員選考			社会奉仕(長)
1994～95 6～7	会員増強 世界社会奉仕				史料編纂(副) ロータリー情報(副)			会員増強(副) 広報
1993～94 5～6	第7分区代理 社会安全(副)				ロータリー情報			青少年奉仕(長)
1992～93 4～5	職業奉仕				会長 ロータリー情報(副)			職業奉仕(長)
1991～92 3～4	プログラム(長)				会長エレクト			会員増強 社会奉仕
1990～91 2～3	広報(長) 社会奉仕				職業分類(長)			職業情報(長) 会員選考(副)
1989～90 平成元年～2	出席(副) 社会奉仕				職業分類(副) 親睦			職業奉仕
1988～89 昭和63～64	プログラム(副) 史料編纂				世界社会(長) 職業分類			プログラム 職業奉仕
1987～88 62～63	情報(長)				会報 職業奉仕			雑誌(長) 会報
1986～87 61～62	社会奉仕				社会奉仕 財団			職業分類(副) 親睦
1985～86 60～61	史料編纂(長)				副会長			職業分類 社会奉仕
1984～85 59～60	会員選考(長)				親睦 社会奉仕			親睦
1983～84 58～59	情報(長)				職業奉仕(長)			
1982～83 57～58	SAA				情報(長) 職業奉仕(長)			
1981～82 56～57	幹事				会員増強(副) 情報			
1980～81 55～56	会員選考(副) 職業奉仕				社会奉仕(長)			
1979～80 54～55	会員増強				親睦(副) 社会奉仕			
1978～79 53～54	プログラム(副)				プログラム 青少年(長)			
1977～78 52～53	青少年(長)				SAA 会員選考			
1976～77 51～52	会長				幹事			
1975～76 50～51	ローターアクト(長)				会計			

氏名	加藤 精二	八村 弘英	山本 秀基	大場 恵治
入会年月日	1987.1.3	1989.10.30	1991.1.21	1993.8.16
推薦者	檜森 公明	三浦 三郎	若月 辰三	森 義治
職業分類	管設備工事	仏 教	保険代理業	看板製造
生年月日	S24.4.12	S18.2.4	S28.12.7	S29.5.23
自宅住所	〒085-0805 桜ヶ岡2-6-3	〒084-0923 鶴野東1-4-16	〒084-0909 昭和南4-35-11	〒085-0814 緑ヶ岡2-19-27
自宅電話・携帯	(T)91-7116 090-3398-0805	(T)51-2496 090-7054-5305	(T)53-3655 090-8630-2176	(T)43-0865 090-3118-1698
勤務先・役職	大同工業㈱/代表取締役副社長	弘宣寺/住職	山本保険センター/代表	㈱フタバ工業社/代表取締役
所在地	〒084-0906 鳥取大通3-21-27	〒084-0923 鶴野東1-4-16	〒084-0909 昭和南4-35-11	〒085-0814 緑ヶ岡2-19-27
電話・FAX	(T)52-2291 (F)53-1959	(T)51-2496 (F)51-2657	(T)53-3655 (F)52-4069	(T)43-0501 (F)43-0756
E-mail	setsubi@daiido-kogyo.net			946@signs-futaba.co.jp
2025～26 令和7～8	会員研修(長) 国際奉仕	会員研修 会場監督(副)	クラブ奉仕(副) 職業奉仕(長)	副会長 クラブ奉仕(長)
2024～25 令和6～7	クラブ奉仕 広報(長)	会場監督(副)	会員研修(長) ロータリー財団・米山(長)	ロータリー財団・米山 会場監督(長)
2023～24 令和5～6	広報(副)	社会奉仕(副)	会員研修(副) 会場監督(副)	直前会長 国際奉仕(副)
2022～23 令和4～5	クラブ奉仕(副) 例会運営(長)	会員増強・選考(長)	直前会長 クラブ奉仕 会員研修 会報(長)	会長
2021～22 令和3～4	会員研修(長)	地域発展(副)	会長	会長エレクト 会報(長)
2020～21 令和2～3	会員増強研修(副) 職業奉仕(長)	例会運営	社会奉仕(副) 会場監督(長)	社会奉仕(長)
2019～20 令和元～2	クラブ奉仕 会員増強	広報 会員選考(長)	会員研修(長) 社会奉仕(長)	副会長 クラブ奉仕(長)
2018～19 平成30～31	社会奉仕(副)	会員選考(副) 地域発展	広報(副) 国際奉仕(副)	例会運営(副) 会場監督(副)
2017～18 29～30	会員研修(長) 国際奉仕	副会場監督 広報 ロータリー財団・米山記念奨学会	国際奉仕(長) 職業奉仕	会員増強(長) 職業奉仕(長)
2016～17 28～29	会場監督(長) 会員研修(長)	例会運営(副) 会員研修 ロータリー財団・米山	ロータリー財団・米山(長) 職業奉仕(副)	会員増強(長) 会報(副) 会報
2015～16 27～28	国際奉仕(長) 例会運営(副)	ロータリー財団・米山記念奨学会(長) 国際奉仕(副)	例会運営(長) クラブ奉仕(副)	副会長 クラブ奉仕(長)
2014～15 26～27	広報(副) 親睦	会員研修(長)	地域発展(長) 社会奉仕(副)	社会奉仕(長)
2013～14 25～26	職業奉仕(長)	広報(長)		会報(長)
2012～13 24～25	例会運営委員会(長)	ロータリー財団(長)	会報(副) 親睦	親睦委員会(長)
2011～12 23～24	ロータリー財団 広報(長)	地域発展	会場監督(長) 広報 会員選考(長)	例会運営(長) クラブ奉仕(副) 会報
2010～11 22～23	地区会員増強 例会運営(副)	地区世界社会奉仕広報(長) クラブ奉仕	直前会長 クラブ奉仕 会員増強 会員選考 会長	地域発展(長) 社会奉仕(副) 会員研修(副) 会員研修 会長
2009～10 21～22	職業奉仕(長) 会員研修(副)	広報 地域発展	会員研修	会報(長) 会員研修 会長
2008～09 20～21	会員研修(副) 直前会長	会員増強(長)	会員増強(長)	会長
2007～08 19～20	会長	会員研修(長) 会員増強(副)	副会長 クラブ奉仕(長)	会長エレクト 親睦
2006～07 18～19	会長エレクト	直前会長 会員研修	会報 新世代	ロータリー財団(長) 国際奉仕(副) 例会運営

2005～06 17～18	ロータリー財団(副) 親睦	会長	社会奉仕(長)	職業分類(長) 会報	
2004～05 16～17	副会長 クラブ奉仕(長)	会長エレクト	職業分類(長) 出席(副)	プログラム(長) 職業分類(副)	親睦
2003～04 15～16	職業分類(長) 会報	米山記念(長) 広報	職業分類(副) 青少年交換(副)	副会長 職業分類	クラブ奉仕(長)
2002～03 14～15	職業分類 ロータリー財団(長)	国際奉仕(長)	会報 職業分類(副)	史料編纂(長) 会場監督(副)	
2001～02 13～14	職業分類(副) 資料編纂	新世代(副)	親睦(長)	幹事	
2000～01 12～13	幹事	環境保全(副) 会報	職業分類(副) 出席	職業奉仕(長)	
1999～00 11～12	副幹事	会員増強(長)	職業分類	SAA(副)	
1998～99 10～11	プログラム(長)	米山記念(長)	幹事	新世代(長)	
1997～98 9～10	国際奉仕(長)	職業奉仕(長)	職業情報(長) 出席(副)	青少年奉仕(長)	
1996～97 8～9	国際奉仕 米山記念(副)	国際奉仕(副) ロータリー財団(長)	環境保全(副) 青少年奉仕	副幹事	
1995～96 7～8	親睦(長) クラブ奉仕(副)	広報	プログラム(副) 米山記念	出席(長)	
1994～95 6～7	史料編纂 環境保全(長)	副会長	副幹事 史料編纂	会報 職業情報	
1993～94 5～6	会報(副)	社会奉仕(長)	親睦	会報	
1992～93 4～5	環境保全(副) プログラム	世界社会奉仕(副) プログラム	青少年奉仕(長) 青少年交換		
1991～92 3～4	親睦 雑誌(副)	雑誌(副)	会報 青少年 出席		
1990～91 2～3	職業分類(副) 会報	親睦 会報			
1989～90 平成元年～2	親睦(副) 職業奉仕	出席			
1988～89 昭和63～64	青少年(長) 親睦				
1987～88 62～63	会報 広報				
1986～87 61～62	親睦				
1985～86 60～61					
1984～85 59～60					
1983～84 58～59					
1982～83 57～58					
1981～82 56～57					
1980～81 55～56					
1979～80 54～55					
1978～79 53～54					
1977～78 52～53					
1976～77 51～52					
1975～76 50～51					

氏名		加納 則好		那知 哲	
入会年月日	1998.6.8			2000.10.30	
推薦者	川島 洋人			加藤 精二	
職業分類	サービス会員			弁護士	
生年月日	S26.3.1			S25.2.1	
自宅住所	〒085-0814 緑ヶ岡1-21-3			〒085-0835 浦見1-1-7	
自宅電話・携帯	(T)65-6291 090-3393-8580			(T)42-8250	
勤務先・役職				那知哲法律事務所/所長	
所在地				〒085-0835 浦見1-1-7	
電話・FAX				(T)41-8408 (F)41-8497	
E-mail					
2025～26 令和7～8	副幹事			広報(副) 社会奉仕	広報(副) 会員研修(副)
2024～25 令和6～7	広報(副) 職業奉仕			職業奉仕(長) 社会奉仕	職業奉仕(副) 社会奉仕
2023～24 令和5～6	会場監督(長)			新世代(長) 社会奉仕 新世代(副) 社会奉仕	2004～05 16～17 職業情報(副)
2022～23 令和4～5	社会奉仕(副)			副会長 クラブ奉仕(長)	2003～04 15～16 新世代(副) ロータリー財団・米山(長)
2021～22 令和3～4	会場監督(副)			2002～03 14～15 会長 クラブ奉仕(長)	2002～03 14～15 人間尊重
2020～21 令和2～3	職業奉仕(副)			2001～02 平成13～14 プログラム(長)	2001～02 平成13～14 会報 地域発展
2019～20 令和元～2	ガバナー補佐 会員増強(長)			2000～01 平成12～13 会報(副)	2000～01 平成12～13 親睦
2018～19 平成30～31	会員増強(副) 職業奉仕			1999～00 平成11～12 親睦(副) 環境保全	
2017～18 29～30	ロータリー財団(長) 社会奉仕			1998～99 平成10～11 親睦	
2016～17 28～29	職業奉仕(長) 地域発展			2000～01 平成12～13 会報(副)	
2015～16 27～28	広報(長) クラブ奉仕			1999～00 平成11～12 親睦(副) 環境保全	
2014～15 26～27	ロータリー財団・米山記念奨学会(長)			1998～99 平成10～11 親睦	
2013～14 25～26	国際奉仕(副)				
2012～13 24～25	会員増強 会場監督(長)				
2011～12 23～24	会長				
2010～11 22～23	会場監督(長) 広報(副)				
2009～10 21～22	米山奨学会(長) 職業奉仕 国際奉仕				
2008～09 20～21	広報(長) 会員増強				
2007～08 19～20	社会奉仕(長)				
2006～07 18～19	会員増強(長)				
2005～06 17～18	ロータリー財団(長) 国際奉仕				

氏名	佐藤和彦	三木克敏	櫻田美香	小泉和史
入会年月日	2001.1.15	2007.6.27	2009.6.15	2009.12.7
推薦者	山本秀基	石川俊二	斎藤静枝	斎藤静枝
職業分類	アドバイザー	社会保険労務士	不動産業	清掃管理業
生年月日	S40.11.4	S42.4.17	S38.7.14	S42.7.7
自宅住所	〒085-0063 文苑1-38-9	〒084-0907 鳥取北10-7-3	〒084-0907 鳥取北4-15-11	〒085-0805 桜ヶ岡6-36-1
自宅電話・携帯	(T)38-0050 090-3775-4040	(T)65-1990 090-3775-1429	(T)54-2350 090-3390-6217	(T)91-8123 090-4873-7312
勤務先・役職	株式会社ジャパン・プランニング/代表取締役	北海道労務サポートオフィス/所長	サニーブレイス(株)/代表取締役	株式会社ローテーション/代表取締役
所在地	〒085-0057 愛国西3-1-15	〒084-0907 鳥取北10-5-22	〒085-0042 若草町20-15	〒085-0835 浦見4-3-21
電話・FAX	(T)38-7067 (F)39-2336	(T)65-1056 (F)65-1057	(T)23-4230 (F)68-4239	(T)65-5485 (F)65-5486
E-mail	satou@j-planning.com	hrs-office@herbocn.ne.jp	sunnyplace@khaki.plala.or.jp	cleanprokoizumi@amber.plala.or.jp
2025~26 令和7~8	青少年奉仕(長)	ロータリー財団・米山(長)	職業奉仕 会計(長)	例会運営(副) 社会奉仕(副)
2024~25 令和6~7	親睦活動 青少年奉仕(長)	2004~05 16~17 新世代(長) ロータリー財団 雑誌(副)	例会運営 会計(長)	例会運営(長) クラブ奉仕(副) 親睦活動 職業奉仕(副) 青少年奉仕
2023~24 令和5~6	親睦活動 国際奉仕	2003~04 15~16 副幹事 会計(副) 史料編集(副) 親睦	例会運営 会計(長)	例会運営(長) クラブ奉仕 親睦活動 職業奉仕(副) 青少年奉仕
2022~23 令和4~5	国際奉仕(長)	2002~03 14~15 会計(長)	国際奉仕(副)	親睦活動 社会奉仕(長)
2021~22 令和3~4	副会長 クラブ奉仕(長)	2001~02 平成13~14 親睦 出席(長)	職業奉仕(長)	副幹事 親睦活動 危機管理
2020~21 令和2~3	副幹事 クラブ奉仕(副) 例会運営(長) 親睦活動(副) 会員選考(長)	2000~01 平成12~13 親睦	国際奉仕(長)	クラブ奉仕 会員増強研修(長) 会員増強(副)
2019~20 令和元~2	地区女性活躍推進 例会運営 会員選考(副) 会場監督(長)		ガバナリー補佐幹事 会報(副) 会員研修(副)	ガバナリー補佐幹事 会員増強(副)
2018~19 平成30~31	地区女性活躍推進 会員選考 国際奉仕(長)		クラブ奉仕 会報 広報(長) 会員研修 国際奉仕	クラブ奉仕(長) 会員増強 親睦活動
2017~18 29~30	社会奉仕(長) 青少年奉仕 広報・地区・IT推進委員		例会運営(副) 会報(副)	直前会長 ロタリー財団(副) 米山記念奨学会(副) 会長
2016~17 28~29	副会長 クラブ奉仕(長)		直前会長 会報(長) 新世代(副) クラブ奉仕 国際奉仕	親睦(長) 副幹事 クラブ奉仕
2015~16 27~28	直前会長 新世代(長) 社会奉仕 地区会員増強 会員増強		会長 会報	職業奉仕(長) 地域発展(副) 親睦(副)
2014~15 26~27	会長		会長エレクト クラフト推進(長) 会報	親睦(長) クラブ奉仕
2013~14 25~26	会長エレクト 新世代(副)		副会長 地区広報・IT推進(長) 地区危機管理(委) 広報	社会奉仕(長) 会報
2012~13 24~25	親睦 親睦委員会(長)		副幹事 社会奉仕	会計(長)
2011~12 23~24	親睦 社会奉仕(長)		国際奉仕(長)	幹事 会報
2010~11 22~23	会計(長) 親睦		幹事 新世代(副)	職業奉仕(副) 親睦(副) 会報
2009~10 21~22	幹事		親睦(長) クラブ奉仕	親睦
2008~09 20~21	親睦(長) 新世代		副幹事 地域発展	親睦
2007~08 19~20	副幹事 クラブ奉仕		親睦(長) クラブ奉仕	親睦
2006~07 18~19	新世代(長) 社会奉仕(副)		副幹事 地域発展	親睦
2005~06 17~18	副幹事 会計		親睦	親睦

氏名	金田 剛	小和田 力	菊地 康平	杉野 史和	高田 智弘
入会年月日	2010.1.4	2011.7.11	2014.1.6	2014.10.20	2015.3.9
推薦者	櫻田 美香	加納 則好	金田 剛	菊地 康平	那知 哲
職業分類	司法書士	総合解体	鉄工業	消防設備業	7オア7ア7ブ販売修理
生年月日	S52.5.22	S48.7.21	S52.11.29	S52.5.29	S46.4.13
自宅住所	〒085-0814 緑ヶ岡1-6-8	〒085-0015 北大通12丁目1番地	〒084-0903 昭和町3丁目13番15号	〒084-0910 昭和中央3-45-8	〒088-0560 白糠町庶路宮下2-7-26
自宅電話・携帯	(T)42-8121 080-1082-0215	(T)32-2222	(T)090-7516-7224	(T)090-7652-5395	(T)080-2876-2576
勤務先・役職	司法書士・土地家屋調査士 金田剛事務所/所長	株式会社ビケンワーク/専務取締役	株式会社大起工業/代表取締役	株式会社エスシステム/代表取締役	トヨタエールアンドエフ御路株式会社/御路店店長
所在地	〒085-0814 緑ヶ岡1-6-8	〒085-0015 北大通12丁目1番地	〒084-0906 鳥取大通1丁目2番13号	〒084-0906 鳥取大通3-20-15	〒084-0912 星が浦大通4-3-43
電話・FAX	(T)42-7185 (F)42-1055	(T)32-2222 (F)32-2323	(T)53-1027 (F)51-1027	(T)55-0711 (F)55-0712	(T)51-8521 (F)52-5089
E-mail	kaneta-tcj@gmail.plala.or.jp		k.kikuchi@taiki-ind.com	sugino@s-system946.com	
2025~26 令和7~8	クラブ奉仕 青少年奉仕 親睦活動(長)	親睦活動	国際奉仕(長) 会長エレクト	会長 会員増強・選考	例会運営 会報(副)
2024~25 令和6~7	直前会長 会員研修 会長	親睦活動 社会奉仕 親睦活動	親睦活動 職業奉仕(長) 社会奉仕(長)	幹事 会長エレクト 職業奉仕(長)	親睦活動 国際奉仕 副会長 会員増強・選考 職業奉仕(長)
2023~24 令和5~6	クラブ奉仕 広報(副) 青少年奉仕 社会奉仕	親睦活動	幹事	親睦活動	親睦活動
2022~23 令和4~5	国際ロータリー-第2500地区 社会奉仕委員	親睦活動(長)	広報 青少年奉仕(長)	会報(副) 青少年(副)	親睦活動 地域発展(長)
2021~22 令和3~4	国際ロータリー-財団・米山(副)	親睦活動 社会奉仕	広報 青少年奉仕(長)	会報 青少年(副)	会計(長)
2020~21 令和2~3	副会長 ロータリー-財団・米山(副)	親睦活動	地域発展(副) 青少年奉仕(長)	例会運営 地域発展(長)	職業奉仕(長)
2019~20 令和元~2	直前会長 ロータリー-財団・米山(長)	親睦活動	クラブ奉仕 親睦活動(長)	親睦活動 青少年奉仕(副)	副幹事 職業奉仕(長)
2018~19 平成30~31	会長	親睦活動	親睦活動 会計(長) 例会運営	親睦活動(副) 青少年奉仕(長)	親睦活動 職業奉仕(長)
2017~18 29~30	幹事 会長エレクト	親睦 職業奉仕	親睦 職業奉仕	親睦活動(副) 青少年奉仕(長)	親睦活動 社会奉仕(長)
2016~17 28~29	会計(長) 副幹事 親睦	親睦	地域発展(長) 会報(副)	例会運営 社会奉仕(長)	親睦 広報 例会運営(長) 会報
2015~16 27~28	会報(長) 親睦 ロータリー-財団・米山記念奨学会(副)	新世代(副) 職業奉仕	幹事(副) 新世代	親睦 会報	親睦 会報
2014~15 26~27	会計(長) 親睦	職業奉仕(副) 会報	新世代(長) 社会奉仕	親睦 会報	親睦 会報
2013~14 25~26	親睦(長)	ロータリー-財団・米山記念奨学金(副)	親睦	親睦 会報	親睦 会報
2012~13 24~25	新世代(長) 会報	地域発展(長) 親睦	親睦 会報	親睦 会報	親睦 会報
2011~12 23~24	副幹事 親睦 会報(長) クラブ奉仕		幹事(副) 新世代	親睦 会報	親睦 会報
2010~11 22~23	親睦 新世代		新世代(長) 社会奉仕	親睦 会報	親睦 会報
2009~10 21~22	親睦		親睦	親睦 会報	親睦 会報
2008~09 20~21				親睦 会報	親睦 会報
2007~08 19~20				親睦 会報	親睦 会報
2006~07 18~19				親睦 会報	親睦 会報
2005~06 17~18				親睦 会報	親睦 会報

氏名	小栗直也	平信二	請川透	舟木雅司	岡安正人
入会年月日	2015.12.1	2016.1.4	2017.3.6	2019.1.7	2019.1.7
推薦者	大場 恵治	張江 宣夫	三木 克敏	三木 克敏	佐藤 和彦
職業分類	タイヤ販売・交換	事務機器修理販売	セルモニーマービス	内装工事	木材販売
生年月日	S50.3.2	S50.7.13	S45.10.20	S38.12.4	S38.5.6
自宅住所	〒084-0910 昭和中央6-29-13	〒085-0013 栄町12-3	〒084-0903 昭和町2-18-43	〒088-2144 釧路町鳥里2-33	〒085-0038 花園町3-7
自宅電話・携帯	(T)52-8567 090-9758-5977	(T)050-5374-7216 (F)64-6672	(T)(F)53-8318 090-8706-9137	(T)40-1334 (T)090-6213-8638	(T)21-7808 (T)090-7510-7613
勤務先・役職	㈱丸中釧路タイヤ商工/代表取締役	クオース/代表	㈱博善社/代表取締役専務	㈱インテリック/代表取締役	雄別林業㈱/代表取締役副社長
所在地	〒084-0905 鳥取南7-1-11	〒085-0013 栄町12-3	〒085-0011 旭町21-6	〒085-0034 白金町5-19 メゾン 佐々木No.3 101号	〒088-0626 釧路町桂5-4-2
電話・FAX	(T)51-2915 (F)51-9039	(T)050-5374-7216 (F)64-6672	(T)24-2532 (F)24-2202	(T)65-1273 (F)65-1283	(T)37-5104 (F)37-5108
E-mail	n-oguri@m946tire.com	info@kuoss.work	hallhigashikawa@zb.wakwak.com	interic@orange.ocn.ne.jp	okayasu@pop6.marimo.or.jp
2025～26 令和7～8	直前会長 親睦活動 会員増強・選考(長)	副幹事 親睦活動 会報(長)	親睦活動 職業奉仕(長)	クラブ奉仕 広報(長)	親睦活動(副) 青少年奉仕(副)
2024～25 令和6～7	会長	副幹事 会報(長)	親睦活動 社会奉仕(長)	クラブ奉仕 親睦活動(長)	副会長 クラブ奉仕(長)
2023～24 令和5～6	副幹事 青少年奉仕 会報	副幹事 クラブ奉仕 会員研修(長)	クラブ奉仕 親睦活動(長)	国際奉仕(長)	幹事
2022～23 令和4～5	会報	副幹事 会員研修(副)	副会長 クラブ奉仕(長)	親睦活動 職業奉仕(副)	親睦活動 職業奉仕(長)
2021～22 令和3～4	社会奉仕(長)	副幹事 会報(副)	直前会長 親睦活動	幹事	クラブ奉仕 親睦活動(長)
2020～21 令和2～3	幹事	直前会長 会報(長)	会長	親睦活動 青少年奉仕	副幹事 クラブ奉仕 親睦活動 例会運営(副)
2019～20 令和元～2	副幹事 例会運営(長)	副幹事 クラブ奉仕(副)	幹事 会長エレクト	親睦活動 青少年奉仕 会報	親睦活動 クラブ奉仕 例会運営(副)
2018～19 平成30～31	クラブ奉仕 親睦活動(長)	幹事 会長エレクト	クラブ奉仕 親睦活動 職業奉仕(副)	親睦活動 社会奉仕	親睦活動 青少年奉仕(長)
2017～18 29～30	地域発展(長)	副幹事 青少年奉仕(副)	親睦 会報		
2016～17 28～29	例会運営	親睦 新世代(長)			
2015～16 27～28	親睦 会報				
2014～15 26～27					
2013～14 25～26					
2012～13 24～25					
2011～12 23～24					
2010～11 22～23					
2009～10 21～22					
2008～09 20～21					
2007～08 19～20					
2006～07 18～19					
2005～06 17～18					

氏名	佐藤 圭	佐々木 進	守屋 康弘
入会年月日	2021.8.23	2022.10.31	2023.5.29
推薦者		大場 恵治	張江 宣夫
職業分類	弁護士	看板製造	信用金庫
生年月日	S58.6.18	S43.4.5	S46.6.30
自宅住所	〒085-0832 釧路市富士見3-9-7 サクセスⅢ 1-B号室	〒084-0907 釧路市鳥取北4-14-6	〒085-0063 釧路市文苑2-41-45
自宅電話・携帯	(T) 080-5678-9903	(T) 090-2693-2667	(T) 65-7415 090-3116-2562
勤務先・役職	くしろ合同法律事務所	トータルソリューションプロジェクト/代表	大地みらい信用金庫鳥取西支店/支店長
所在地	〒085-0018 釧路市黒金町7-4-1 太平洋興発ビル8階	〒084-0907 釧路市鳥取北4-14-6	〒084-0906 釧路市鳥取大通9-3-1
電話・FAX	(T)64-9807 (F)23-8339	(T)090-2693-2667 (F)68-5476	(T)52-2821 (F)52-2609
E-mail	keisato66@outlook.jp	datatsp69@cube.ocn.ne.jp	brj4hw61m7xrh819er5z@docomo.ne.jp
2025～26 令和7～8	親睦活動 社会奉仕(長)	幹事	親睦活動 会計(副)
2024～25 令和6～7	親睦活動(副) 社会奉仕(福)	副幹事 青少年奉仕(副)	親睦活動 会計(副)
2023～24 令和5～6	青少年奉仕(長)	親睦活動 青少年奉仕(副)	親睦活動 会計(副)
2022～23 令和4～5	親睦活動(副) 青少年奉仕(副)	親睦活動	
2021～22 令和3～4			
2020～21 令和2～3			
2019～20 令和元～2			
2018～19 平成30～31			
2017～18 29～30			
2016～17 28～29			
2015～16 27～28			
2014～15 26～27			
2013～14 25～26			
2012～13 24～25			
2011～12 23～24			
2010～11 22～23			
2009～10 21～22			
2008～09 20～21			
2007～08 19～20			
2006～07 18～19			
2005～06 17～18			

職業分類表

	職業分類	正 会 員		
★ 農林・水産・鉱業				
1	畜産	三宮 久蔵	三宮畜産	
2	造園設計施工			
★ 建設業				
3	建設業			
4	建築設計			
5	測量			
6	道路建設			
7	土木建設			
8	総合建設			
9	住宅建設	谷口 次雄	(株)総合住研	
10	管設備工事	加藤 精二	大同工業(株)	
11	鉄骨工事			
12	電気工事			
13	建設塗装			
14	建設板金			
15	鋼鉄建具			
16	製紙原料供給			
17	採石			
18	ボイラー設備			
19	内装工事	舟木 雅司	(株)インテリック	
20	鉄工業	菊地 康平	(株)大起工業	
21	消防設備業	杉野 史和	(株)エスシステム	
★ 製造業				
22	洋紙製造			
23	重化学製品製造			
24	印刷			
★ 運輸・電気通信業				
25	輸送業			
26	貨物運輸			
27	電気通信工事			
★ 電気・ガス・熱供給・水道業				
28	水道設計			

職業分類		正会員		
★ 卸売業・小売業・飲食店				
29	家具販売			
30	贈答品販売業			
31	木材販売	岡安 正人	雄別林業(株)	
32	海産物卸			
33	和食			
34	製塩販売			
35	フォークリフト販売・修理	高田 智弘	トヨタエルアンドエフ釧路(株)	
★ 金融・保険業				
36	地方銀行			
37	保険代理業	山本 秀基	山本保険センター	
38	信用金庫	守屋 康弘	大地みらい信用金庫	
39	ファイナンシャルプランナー	佐藤 和彦	(株)ジャパンプランニング	
★ サービス業				
40	社会保険労務士	三木 克敏	北海道労務サポートオフィス	
41	不動産	張江 宣夫	(株)エステート釧路	櫻田 美香 サニープレイス(株)
42	介護福祉			
43	仏教	八村 弘英	弘宣寺	
44	セレモニーサービス	請川 透	(株)博善社	
45	看板製造	大場 恵治	(有)フタバ工芸社	佐々木 進 トータルサインプロジェクト
46	弁護士	那知 哲	那知哲法律事務所	佐藤 圭 くしろ合同法律事務所
47	清掃管理業	小泉 和史	(株)クリーンプロ	
48	土地家屋調査士	金田 剛	司法書士・土地家屋調査士 金田剛事務所	
49	歯科技工士			
50	総合解体	小和田 力	(株)ビケンワーク	
51	タイヤ販売・交換	小栗 直也	(有)丸中釧路タイヤ商工	
52	板金塗装			
53	交通警備			
54	事務機器修理販売	平 信二	クォース	
★ パスト・サービス会員				
		加納 則好		

会員数 : 26名 【内訳】

職業分類表 : 54 【内訳】 充填 : 23 (充填率42%)

未充填 : 31

歴代 R I 会長及びテーマ

年 度	R I 会 長 テ ー マ	ガバナー	クラブ会長
		ガバナー補佐 (分区代理)	クラブ幹事
'69~'70 S44~45	ジェームス F. コンウェイ (アメリカ) 再検討し刷新しよう	秋山康之進 北村藤兵衛	石上 實 中谷 定男
'70~'71 S45~46	ウィリアム E. ウォーク, Jr (アメリカ) 隔りを取り除こう!	伊藤元一郎 中山 吉秀	岩澤 慶二 中谷 定男
'71~'72 S46~47	アンスト G. ブライトホルツ (スウェーデン) 善意は先ずあなたから	鷺塚 三郎 中山 吉秀	須々田貞利 玉置 正蔵
'72~'73 S47~48	ローイ D. ヒックマン (アメリカ) もう一度見直そう!	松井 幸雄 中林 啓次	田原 尚 三宮 久蔵
'73~'74 S48~49	ウィリアム C. カーター (イギリス) 今こそ行動のとき	中林 啓次 根津 文男	大谷 渡 旭 貞夫
'74~'75 S49~50	ウィリアム R. ロビンス (アメリカ) ロータリーの精神を振るい起こせ	佐直庄太郎 柳田 一	森井 陽 佐藤 静治
'75~'76 S50~51	エルネスト・インバッサイ・デ・メロ (ブラジル) 人間に威信を!	近藤 篤二 道下 俊一	徳光 清勝 飯塚 房雄
'76~'77 S51~52	ロバート A. マンチェスター II (アメリカ) 奉仕・ロータリーを私は信奉する	武田 三一 須貝 寛一	三宮 久蔵 張江 宣夫
'77~'78 S52~53	W. ジャック・デービス (バミューダ) 全人類を結びつけるために奉仕せよ	加世 本英 蛭澤 均	玉置 正蔵 浅海 信一
'78~'79 S53~54	クレム・レヌフ (オーストラリア) 手をさしのべよう	渡部 良吉 豊田 道男	中谷 定男 鶴田 曠貴
'79~'80 S54~55	ジェームス L. ボーマー, Jr (アメリカ) 奉仕の灯で道を照らそう	山川 久明 清水 幸彦	川上 弘 松井 則親
'80~'81 S55~56	ロルフ J. クラリッヒ (フィンランド) 時間を捧げよう奉仕のために	西川 義正 佐藤 隆吉	三室 一之 菅原 賢司
'81~'82 S56~57	スタンレー E. マックヤフリー (アメリカ) ロータリーを通じて、世界理解と平和を	清水 幸彦 新保 英二	佐藤 静治 三宮 久蔵
'82~'83 S57~58	向 笠 広 次 (日 本) 人類はひとつ、世界中に友情の橋をかけよう	田卷 寅三 坂本 一	森 利喜夫 若月 辰三
'83~'84 S58~59	ウィリアム E. スケルトン (アメリカ) みんなにロータリーを みんなに奉仕を	大原 信友 森井 陽	中澤 悟郎 柴田龍太郎
'84~'85 S59~60	カルロス・カンセコ (メキシコ) 見つけよう 奉仕の新生面	道下 俊一 古川 博	浅海 信一 川島 洋人
'85~'86 S60~61	エドワード F. カドマン (アメリカ) あなたが鍵です	中原 勇治 両角 靖二	柴田龍太郎 菅原 正二

年 度	R I 会 長 テ ー マ	ガバナー	クラブ会長
		ガバナー補佐 (分区代理)	クラブ幹事
'86~'87 S61~62	M. A. T. カパラス (フィリピン) ロータリーは希望をもたらす	池内 正人 山本 仁	菅原 賢司 木幡 常俊
'87~'88 S62~63	チャールズ C. ケラー (アメリカ) ロータリアン-奉仕に結束-平和に献身	秋永 智徳 前野 正	若月 辰三 佐藤 道博
'88~'89 S63~64	ロイス・アビー (オーストラリア) ロータリーに活力を-あなたの活力を	黒田 一秀 中澤 悟郎	木幡 常俊 河津雄二郎
'89~'90 H1~2	ヒュー M. アーチャー (アメリカ) ロータリーを楽しもう!	長谷川晃三 中野 英悦	武田 英雄 中村 幹男
'90~'91 H2~3	パウロ V. C. コスタ (ブラジル) ロータリーを高めよ-思いを尽くし熱意を尽くし	七戸 幸夫 川口 雄	鶴田 曠貴 松實 将文
'91~'92 H3~4	ラジェンドラ K. サブー (インド) 自分を越えた眼を	田中 弘 山本 恒	三浦 三郎 中井 一雄
'92~'93 H4~5	クリフォード L. ダクターマン (アメリカ) まことの幸福(こうふく)は、人助けから	奈良 尚久 阿部 昌雄	張江 宣夫 白田 恭慈
'93~'94 H5~6	ロバート R. パース (スイス) 行動に信念を-信念は行動に-	矢坂 庸三 三宮 久蔵	川島 洋人 藤川 隆
'94~'95 H6~7	ビル・ハントレー (イギリス) 友達になろう	進藤 和行 奥山 俊夫	河津雄二郎 村上 孝雄
'95~'96 H7~8	ハーバート G. ブラウン (アメリカ) 真心の行動 慈愛の奉仕 平和に挺身	田村 昇市 梁瀬 誠也	井戸川昭夫 高木 一州
'96~'97 H8~9	ルイス・ビセンテ・ジアイ (アルゼンチン) 築け未来を 行動力と先見の眼で	坂本 一 船戸 削二	松實 将文 城地 利夫
'97~'98 H9~10	グレン・W・キンロス (オーストラリア) ロータリーの心を	梶浦 利和 大月 健司	沼田 昭 森 義治
'98~'99 H10~11	ジェームス・レイシー (アメリカ) ロータリーの夢を追い続けよう	清水 哲也 柴田龍太郎	村上 孝雄 山本 秀基
'99~'00 H11~12	カルロ・ラビッツァ (イタリア) ロータリー2000:活動は-堅実・信望・持続	田卷 明男 濁沼 英一	中井 一雄 石川 俊二
'00~'01 H12~13	フランク J. デブリン (メキシコ) 意識を喚起し-進んで行動を	高林 茂 小船井修一	中村 幹男 加藤 精二
'01~'02 H13~14	リチャード D. キング (アメリカ) 人類が私たちの仕事	副島 正道 松原 久幸	高木 一州 大場 恵治
'02~'03 H14~15	ビチャイ・ラタクル (タイ) 慈愛の種を播きましょう	小船井修一 小川 一典	城地 利夫 山口 功
'03~'04 H15~16	ジョナサン B. マジアアベ (ナイジェリア) 手を貸そう	豊島 弘道 張江 宣夫	谷口 次雄 河村 幹雄
'04~'05 H16~17	グレン E. エステス・シニア (アメリカ) ロータリーを祝おう	牧野 了泰 福井 克美	山口 功 平井 宏一

年 度	R I 会 長 テ ー マ	ガバナー	クラブ会長
		ガバナー補佐 (分区代理)	クラブ幹事
'05~'06 H17~18	カール・ヴィルヘルム・ステンハマー (スウェーデン) 超我の奉仕	合田 賢二 金森 元英	八村 弘英 安藤 純博
'06~'07 H18~19	ウィリアム ビル・ボイド (ニュージーランド) 率先しよう	小野 哲 薬師寺哲也	井岸 武雄 中川 陽市
'07~'08 H19~20	ウィルフリッド・J. ウィルキンソン (カナダ) ロータリーは分かちあいの心	海田 司 久島 貞一	加藤 精二 大美 栄次
'08~'09 H20~21	李 東 建 (韓国) 夢をかたちに	足立 功一 松田 信明	大場 恵治 柴田 瑞枝
'09~'10 H21~22	ジョン・ケニー (スコットランド) ロータリーの未来はあなたの手の中に	山本 信男 葎本 正美	山本 秀基 佐藤 和彦
'10~'11 H22~23	レイ・クリングスミス (アメリカ) 地域を育み、大陸をつなぐ	柴田 和明 川島 洋人	石川 俊二 三木 克敏
'11~'12 H23~24	カルヤン・バネルジー (インド) こころの中を見つめよう 博愛を広げるために	増田 一雄 吉田 潤司	加納 則好 小泉 和史
'12~'13 H24~25	田中 作次 (日本) 奉仕を通じて平和を	櫻田 正弘 長江 勉	坂口 裕二 (井岸 武雄) 三木 克敏
'13~'14 H25~26	ロンD.バートン (アメリカ) ロータリーを実践し、みんなに豊かな人生を	葎本 正美 北川 健二	那知 哲 山本 秀基
'14~'15 H26~27	ゲイリーC.K.ホアン (黄其光) (台湾) ロータリーに輝きを	奥 周盛 山辺 文彰	佐藤 和彦 櫻田 美香
'15~'16 H27~28	K.R.ラビンドラン (スリランカ) 世界へのプレゼントになろう	東堂 明 白幡 博	三木 克敏 菊地 康平
'16~'17 H28~29	ジョンF・ジャーム (アメリカ) 人類に奉仕するロータリー	駒形 曙美 川村 利明	小泉 和史 松田 正昭
'17~'18 H29~30	イアンH.S.ライズリー (オーストラリア) ロータリー：変化をもたらす	成瀬 則之 漆崎 隆	松田 正昭 金田 剛
'18~'19 H30~31	バリー・ラシン (バハマ) インスピレーションになろう	細川 吉博 小野寺英夫	金田 剛 平 信二
'19~'20 R1~2	マーク・ダニエル・マローニー (アメリカ) ロータリーは世界をつなぐ	吉田 潤司 加納 則好	平 信二 請川 透
'20~'21 R2~3	ホルガー・クナーク (ドイツ) ロータリーは機会の扉を開く	松田 英朗 石田 博司	請川 透 小栗 直也
'21~'22 R3~4	シェカール・メータ (インド) 奉仕しよう みんなの人生を豊かにするために	漆崎 隆 長倉巨樹彦	山本 秀基 舟木 雅司
'22~'23 R4~5	ジェニファーE・ジョーンズ (カナダ) イマジン ロータリー	久木佐知子 美馬 俊哉	大場 恵治 菊地 康平
'23~'24 R5~6	ゴードンR・マッキナリー (スコットランド) 世界に希望を生み出そう	鶴見誠一郎 佐渡 正幸	金田 剛 岡安 正人

歴代会員名簿

※印付きの会員は後日再入会（再入会時㊦印付記）

No.1

No	氏名	入会	退会
【S45（'70）.6.8創立】			
【会長】石上 實 【幹事】中谷定男			
1	石上 實	チャーターメンバー	S46.2.8
〃	須々田 貞利	〃	H15.8.11 死亡
〃	中谷 定男	〃	S56.6.29
〃	山内 黎一	〃	S46.3.1
〃	谷口 好夫	〃	S49.6.30
〃	飯塚 房雄	〃	S61.12.29
〃	玉川 三男	〃	S47.6.30
〃	※柴田 龍太郎	〃	S47.3.3
〃	岩澤 慶二	〃	S46.7.3
〃	村上 宏	〃	S45.8.3
〃	片岡 昭平	〃	S48.7.2
〃	森井 陽	〃	H2.4.4 死亡
〃	大谷 渡	〃	S57.6.7
〃	名越 達夫	〃	S46.8.1
〃	※玉置 正蔵	〃	S52.12.5
〃	鈴木 国男	〃	S46.3.1
〃	高田 義雄	〃	S54.9.17
〃	丹葉 和之	〃	H17.12.31
〃	田中 義文	〃	S53.11.20
〃	三宮 久蔵	〃	在籍中
〃	木村 達矢	〃	S46.
〃	松岡 茂	〃	S46.
23	神 浩躬	S45.6.29	S47.4.3
〃	徳光 清勝	S45.6.29	S62.9.1

【S45～46年度】（'70～'71）			
【会長】石上→岩澤慶二 【幹事】中谷定男			
25	山ノ内 三郎	S45.8.17	S53.11.20
26	大井 兼四郎	S45.12.21	S46.10.21
〃	森田 益聿	S45.12.21	S46.5.22
28	青木 且	S46.3.1	S46.8.10
29	原島 章嘉	S46.3.29	S47.6.30
〃	松井 康博	S46.3.29	S47.6.30
31	佐藤 静治	S46.4.26	S61.6.23
32	菅原 賢司	S46.6.28	H17.6.30

【S46～47年度】（'71～'72）			
【会長】須々田 貞利 【幹事】玉置正蔵			
33	田中 博文	S46.	S47.6.30
34	田原 尚	S46.8.16	S51.1.12
35	旭 貞夫	S46.10.4	S51.8.16
〃	松井 則親	S46.10.4	S57.6.30
37	南澤 道男	S46.12.21	S49.6.30
38	※鶴田 曠貴	S46.12.23	S54.6.30
39	小谷 正昭	S47.1.24	S49.9.1

No	氏名	入会	退会
40	佐藤 昭博	S47.3.6	S49.7.8
41	池田 嘉久蔵	S47.4.24	S47.6.30
42	張江 宣夫	S47.6.26	在籍中
〃	井川 勇	S47.6.26	S52.7.8

【S47～48年度】（'72～'73）			
【会長】田原 尚 【幹事】三宮久蔵			
44	武田 英雄	S47.10.2	H9.5.15 転籍
45	加藤 芳男	S47.11	S49.5.20
46	日野 篤夫	S47.12.25	S49.9.1
47	星 寅英	S48.3.5	S50.4.21
〃	伊藤 欣之介	S48.3.5	S52.6.27
49	笠原 勇	S48.4.27	S51.3.1
50	浅海 信一	S48.6.4	S62.3.16
〃	佐藤 正	S48.6.4	S50.12.29

【S48～49年度】（'73～'74）			
【会長】大谷 渡 【幹事】旭 貞夫			
52	貝嶋 保	S48.7.2	S50.12.5
〃	西 美哉	S48.7.2	S50.6.2
54	大内 松太郎	S48.7.	S51.9.12
55	森 利喜夫	S48.12.3	H16.3.10
〃	菅原 正二	S48.12.3	H16.6.30
〃	大沢 義一	S48.12.3	S52.11.21
58	※今 博義	S49.2.25	S50.8.11
〃	田島 常治	S49.2.25	S50.8.11
〃	木幡 常俊	S49.2.25	H14.12.31
61	松田 秀夫	S49.4.15	S51.5.31
62	佐々木 順作	S49.6.17	S50.9.27
63	平山 昭	S49.6.24	S62.12.3
〃	川上 弘	S49.6.24	

【S49～50年度】（'74～'75）			
【会長】森井 陽 【幹事】佐藤静治			
65	仲丸 由正	S49.8.5	S56.12.21
〃	中澤 悟郎	S49.8.5	H17.1.26 死亡
67	三室 一之	S49.12.16	S61.6.23
68	広瀬 義昭	S50.4.7	S52.10.31
69	土田 秀二	S50.4.14	S52.5.30
〃	道下 健作	S50.4.14	S53.1.30
〃	佐藤 文吉	S50.4.14	S52.3.14

【S50～51年度】（'75～'76）			
【会長】徳光清勝 【幹事】飯塚房雄			
72	杉山 英彦	S50.7.7	S52.7.8
〃	渡辺 一男	S50.7.7	S54.6.4
74	荒関 徳仁	S50.8.18	S58.5.2

No	氏名	入会	退会
75	小杉 豊次郎	S50. 8.25	S54. 6.30
76	宮川 桃司	S50. 9. 1	S51. 7.12
77	井戸川 昭夫	S50.12.22	H17. 6.30
78	吉澤 千明	S51. 1.12	S53. 7. 3
79	澤村 保	S51. 2. 9	S54.11.20
〃	※米澤 民生	S51. 2. 9	S55. 6.30

【S51～52年度】('76～'77)

【会長】三宮久蔵 【幹事】張江宣夫

81	㊦今博 義	S51. 7.12	S52. 6.27
82	田畑 豊輔	S52. 1. 5	H10. 1. 9
〃	橋本 経之	S52. 1. 5	S52. 7. 8

【S52～53年度】('77～'78)

【会長】石上→須々田 貞夫 【幹事】浅海信一

84	尾留川 正	S52. 7. 4	S54. 4. 2
85	㊦柴田 龍太郎	S52. 7.25	H17.11.3 死亡
86	飯田 一郎	S52. 8. 1	S53. 1.23
〃	布施 義通	S52. 8. 1	S54. 3.26
88	山田 悦治	S52.10. 3	S56. 3.23
89	沼館 嘉明	S52.12.19	S62.5.30 死亡
90	遠藤 健一郎	S53. 2.13	S56. 7. 6
91	田中 鉄夫	S53. 2.20	S55. 1.14

【S53～54年度】('78～'79)

【会長】中谷定男 【幹事】鶴田曠貴

92	米澤 義信	S53. 7.17	S55.11.10
93	秋山之男	S53.11.20	S55. 4. 7
94	川島 洋人	S54. 1. 8	H23.6.8 死亡
95	合田 良一	S54. 5. 7	S58. 5.16
〃	山崎 慶一	S54. 5. 7	H12. 5.27
97	㊦玉置 正蔵	S54. 5.14	S56. 5.14
98	藤井 明	S54. 5.28	S57. 7.19

【S54～55年度】('79～'80)

【会長】川上 弘 【幹事】松井則親

99	浜野 善一郎	S54. 7.23	H 7. 6.26
〃	松尾 俊和	S54. 7.23	H 6.12.31
〃	若月 辰三	S54. 7.23	H 6. 8.31
102	松原 英造	S55. 2.25	S58. 3.28
103	松見 基	S55. 4.28	S57. 4.12
〃	田嶋 純二	S55. 4.28	S59. 1. 9
105	米田 泰明	S55. 5.12	S56. 2. 2

【S55～56年度】('80～'81)

【会長】三室一之 【幹事】菅原賢司

106	加藤 清勝	S55. 8.18	S62.12.29
〃	川内 朗	S55. 8.18	S56. 9.14

No	氏名	入会	退会
〃	沼田 昭	S55. 8.18	H12. 6.30
〃	㊦鶴田 曠貴	S55. 8.18	H26. 6.30
110	長谷川 美治	S55.11.17	S56.11.16
111	山上 昭八	S55.12. 8	S56.11.30
112	梯 茂男	S56. 1. 5	S58. 7. 4
113	和田 明	S56. 1.12	S58. 6.27
114	須田 滋郎	S56. 3.23	S57. 5.10
115	泉 重信	S56. 6.22	S57. 5.10
116	※中村 幹男	S56. 6.29	H 5.12.13

【S56～57年度】('81～'82)

【会長】佐藤静治 【幹事】三宮久蔵

117	山本 正	S56. 8.10	S62. 6.29
118	棟方 泰雄	S56.12.14	S60. 8.12
119	山口 憲一	S56.12.15	S58. 3.14
120	中明 忠義	S57. 1.11	S57.11.29
〃	清水口 貢	S57. 1.11	不明
122	池田 勝治	S57. 2.22	H 5. 3. 8
123	三井 康平	S57. 4.12	S57. 6.30
124	石嶋 彰	S57. 5.10	S59. 6. 2
〃	小川 文彦	S57. 6.14	S61. 4.28

【S57～58年度】('82～'83)

【会長】森 利喜夫 【幹事】若月辰三

126	桧森 公明	S57. 7.12	H 6. 6.27
〃	河津 雄二郎	S57. 7.12	H15. 6.30
〃	境 宏	S57. 7.12	S63.
129	小坂 隆	S57. 8. 2	S58.11.14
130	畠山 義範	S57. 8. 9	S59. 6.18
131	小林 学	S57.11.29	S63. 6.27
132	㊦米澤 民生	S57.12. 6	H11.10.31
133	野口 勝利	S58. 4.25	S61. 6.23
〃	梅原 米三	S58. 4.25	S63. 1.18
135	白戸 松夫	S58. 6.20	S62. 6.29

【S58～59年度】('83～'84)

【会長】中澤悟郎 【幹事】柴田龍太郎

136	杉坂 正雄	S58. 7.18	S63. 3. 7
〃	斎藤 邦雄	S58. 7.18	S62. 6.29
138	田中 至	S58. 8. 8	S60. 1.21
139	三浦 三郎	S58.12.19	H6.7.4 死亡
140	細野 充正	S59. 1. 4	H 9. 6.30
141	佐藤 勲	S59. 2. 6	S60. 6.30
〃	山崎 光男	S59. 2. 6	S62. 1.12
143	佐々木 隆一	S59. 6. 4	S61. 3.31

No	氏名	入会	退会
【S59～60年度】('84～'85)			
【会長】浅海信一【幹事】川島洋人			
144	井岸武雄	S59. 9. 3	H24.10.16死亡
145	畠山照平	S59.10. 8	S63. 3.14
〃	野口幹男	S59.10. 8	S62. 5.11
〃	谷口次雄	S59.10. 8	在籍中
148	中井一雄	S60. 2.25	H14. 6.30
〃	佐藤道博	S60. 2.25	H10. 6.30

No	氏名	入会	退会
【S60～61年度】('85～'86)			
【会長】柴田龍太郎【幹事】菅原正二			
150	松實将文	S60. 8.12	H14. 6. 3
151	藤川隆	S61. 4.28	H14. 9.30
〃	早坂征雄	S61. 4.28	S63. 6.22

No	氏名	入会	退会
【S61～62年度】('86～'87)			
【会長】菅原賢司【幹事】木幡常俊			
153	町田利雄	S61. 7. 7	H 7. 6.26
154	高瀬亮	S61. 7.28	S63. 3.28
155	並木保次	S61.12. 1	H 2. 6.11
156	川村三雄	S61.12.16	S63. 3
〃	三崎初夫	S61.12.16	H17. 6.30
158	加藤精二	S62. 1. 5	在籍中
159	大倉速雄	S62. 1.26	H 3. 1.21
160	菅原孝雄	S62. 3. 2	H6.8.18死亡
161	沖野秀司	S62. 4.13	S63. 1.20
162	※磯崎稔	S62. 6. 8	H 6.12.31
〃	木村敏雄	S62. 6. 8	H 6. 7.31
164	佐々木和雄	S62. 6.22	H 3. 4. 1

No	氏名	入会	退会
【S62～63年度】('87～'88)			
【会長】若月辰三【幹事】佐藤道博			
165	高橋弘治	S62. 8.17	H 4. 7.13
〃	森永喜久雄	S62. 8.17	H 2. 6.25
167	※安藤栄一	S62.10.19	H 1. 3.27
168	石川俊二	S63. 2.22	R 2.12.31
169	安部孝利	S63. 3. 7	H 2. 3.26
〃	高橋勝弘	S63. 3. 7	H 3. 5.13
〃	竹之内健治	S63. 3. 7	H 1. 9.11
〃	谷口正四	S63. 3. 7	H 2. 1. 8
〃	角田昭治郎	S63. 3. 7	H 4. 3. 9
〃	森義治	S63. 3. 7	H15. 6.30
175	田畑光行	S63. 4. 4	H 5. 4.12
176	紙谷誠	S63. 4.18	H 2. 7. 9
〃	北山迪啓	S63. 4.18	H 1. 3.27
〃	浜田重喜	S63. 4.18	H 2. 3.12

No	氏名	入会	退会
【S63～H1年度】('88～'89)			
【会長】木幡常俊【幹事】河津雄二郎			
179	野村健	S63. 7.25	H 1.
180	高橋正俊	S63. 9.26	H17. 6. 3
181	西野博彦	S63.10.24	H 3.11.18
182	武石剛	S63.11.14	H 1.
183	小林新一	H 1. 1. 9	H 5. 1.11
184	④井川勇	H 1. 2.27	H 3. 6. 3
185	村田徹也	H 1. 3.27	H 4. 6. 8
186	家山正雄	H 1. 5. 1	H 8. 9.30

No	氏名	入会	退会
【H1～2年度】('89～'90)			
【会長】武田英雄【幹事】中村幹男			
187	白田恭慈	H 1.10. 2	H 6. 9.30
188	八木俊和	H 1.10.30	H 3. 2.28
〃	青木勉	H 1.10.30	H 4. 9.14
〃	八村弘英	H 1.10.30	在籍中
191	大嶋脩司	H 1.11. 6	H 4. 8.31
192	刀根敏夫	H 1.12.18	H 2. 5. 7

No	氏名	入会	退会
【H2～3年度】('90～'91)			
【会長】鶴田曠貴【幹事】松實将文			
193	前田年章	H 2. 7. 1	H 3. 3.16
〃	斎藤寿男	H 2. 7. 1	H 4. 3. 2
195	長谷川泰明	H 2. 8. 6	H 5. 7. 5
196	本多滋	H 2.10. 1	H 5. 6.14
〃	松浦洋	H 2.10. 1	H 5. 3.29
〃	城地利夫	H 2.10. 1	H21.3.31死亡
199	平田隆一	H 2.11.19	H11. 3.31
200	高木一州	H 3. 1.21	H28.2.11死亡
〃	山本秀基	H 3. 1.21	在籍中
202	徳丸博	H 3. 2.18	H 5. 1.17

No	氏名	入会	退会
【H3～4年度】('91～'92)			
【会長】三浦三郎【幹事】中井一雄			
203	村上孝雄	H 3. 7. 1	H12. 6.30
〃	倉嶋好和	H 3. 7. 1	H 5.10. 4
205	堀内重憲	H 3.10.28	H 5. 9.20
206	岡田丈雄	H 3.11.11	H 6.12.19
207	太田正孝	H 4. 3.16	H10.12.31
〃	大坂敏治	H 4. 3.16	R 7. 6.30
209	山内剛	H 4. 3.30	H9.5.15転籍
210	宮田喜久雄	H 4. 4.27	H16. 7.31
〃	久司実哉	H 4. 4.27	H 4.12. 7
212	高橋修二	H 4. 6.29	H 5. 4.12

No	氏名	入会	退会
【H4～5年度】('92～'93)			
【会長】張江宣夫 【幹事】白田恭慈			
213	古川 孝	H 4. 8.10	H 8. 6.30
〃	小野 哲	H 4. 8.10	H 9. 6.30
215	村山 勢貴也	H 4. 8.17	H 5.12. 6
216	中村 幸裕	H 4. 8.31	H12. 5. 1
〃	今 力	H 4. 8.31	H 5. 2. 8
218	氏家 農二	H 4.11. 2	H 8.10.28
219	今井 幹雄	H 4.12. 7	H 7. 3.27
〃	横田 昭治	H 4.12. 7	H9.5.15 転籍
221	稲井 昭紀	H 5. 5.17	H 7. 6.26
〃	白川 嘉和	H 5. 5.17	H 8. 6.30
〃	増岡 祐一	H 5. 5.17	H 8. 6.30
〃	藪田 清治	H 5. 5.17	H 9. 1.31

No	氏名	入会	退会
【H5～6年度】('93～'94)			
【会長】川島洋人 【幹事】藤川 隆			
225	市川 保男	H 5. 8. 2	H 9. 3.31
226	大場 恵治	H 5. 8.16	在籍中
227	山地 是	H 5.11. 8	H 8. 8.25
228	※小濱 滋	H 6. 3.14	H12. 6.30
229	天野 清剛	H 6. 6.20	H 7. 4. 3
〃	七野 修二	H 6. 6.20	H19. 6.30

No	氏名	入会	退会
【H6～7年度】('94～'95)			
【会長】河津雄二郎 【幹事】村上孝雄			
231	三浦 正則	H 6. 7.18	H 8. 3.31
232	山口 功	H 6. 9.26	H18.12.31
〃	本間 和義	H 6. 9.26	H14. 6.30
234	安藤 純博	H 6.10.17	H22.10.30
〃	中久 芳	H 6.10.17	H10. 6.30
236	佐々木 修	H 7. 1. 9	H 7. 3.27
〃	三浦 進	H 7. 1. 9	H 8.12.31
238	辻 俊則	H 7. 3.13	H 8. 4. 1
239	田牧 良佐	H 7. 4.17	H8.2.25 死亡
240	岩崎 直之	H 7. 4.24	H11. 1.25
241	砂土居 裕司	H 7. 5.22	H13. 2.28
〃	Ⓜ安藤 栄一	H 7. 5.22	H11. 6.30

No	氏名	入会	退会
【H7～8年度】('95～'96)			
【会長】井戸川昭夫 【幹事】高木一州			
243	長谷川 義博	H 7. 7.31	H 9. 6.30
〃	七戸 尚武	H 7. 7.31	H13.12.30
〃	佐藤 昭雄	H 7. 7.31	H 9. 4.30
〃	木原 弘隆	H 7. 7.31	H 9. 4.30
247	安部 眞	H 7.11.20	H18. 6.30
248	谷川 正治	H 7.12.18	H9.5.15 転籍
249	星野 禎男	H 8. 1. 8	H11. 6.30
250	宮越 義雄	H 8. 2.19	H 8. 7.31

No	氏名	入会	退会
251	清水 孝悦	H 8. 4. 1	H 9. 6.30
252	Ⓜ中村 幹男	H 8. 6. 3	H25. 6.30
〃	田村 愿康	H 8. 6. 3	H23.12.20

No	氏名	入会	退会
【H8～9年度】('96～'97)			
【会長】松實将文 【幹事】城地利夫			
254	松井 誠	H 8. 7.29	H 9. 5.31
〃	岡久 道夫	H 8. 7.29	H10. 6.30
〃	大久保 義浩	H 8. 7.29	H19. 6.30
〃	木次谷 尊	H 8. 7.29	H12. 6.30
258	藤村 章夫	H 8. 8.26	H10. 6.30
〃	山下 禎介	H 8. 8.26	H 9. 6.30
〃	Ⓜ磯崎 稔	H 8. 8.26	H9.5.15 転籍
〃	浜野 泰則	H 8. 8.26	H10. 6.30
262	境 聡雄	H 9. 4.21	H11. 6.30
263	松原 政美	H 9. 5.12	H14.11.30
264	大町 喜男	H 9. 6.23	H11. 2. 1

No	氏名	入会	退会
【H9～10年度】('97～'98)			
【会長】沼田 昭 【幹事】森 義治			
265	澤田 豊	H 9. 8. 4	H19. 6.30
〃	佐藤 雅之	H 9. 8. 4	H27. 8.31
267	櫛引 勝男	H 9. 8.25	H14. 6.30
〃	高橋 哲姿	H 9. 8.25	H13. 4.30
〃	玉置 榮	H 9. 8.25	H11. 6.30
270	加納 則好	H10. 6. 8	在籍中
〃	山本 昇	H10. 6.22	H14. 6.30

No	氏名	入会	退会
【H10～11年度】('98～'99)			
【会長】村上孝雄 【幹事】山本秀基			
272	澤井 皓三	H10. 7.13	H11. 3.31
〃	柳原 勝治	H10. 7.13	H14. 6.30
〃	佐藤 菜穂子	H10. 7.13	H17. 2.28
〃	渡辺 和義	H10. 7.13	H11. 3. 1
〃	利根 辰美	H10. 7.13	H15. 6.30
277	丸地 幸雄	H10. 8.31	H13. 6.18
278	梅里 孝一	H11. 3.16	H14. 6.30
279	小坂 起夫	H11. 3.29	H12. 4.14
〃	竹田 和則	H11. 3.29	H14. 7. 1

No	氏名	入会	退会
【H11～12年度】('99～'00)			
【会長】中井一雄 【幹事】石川俊二			
281	平井 宏一	H11. 8.23	H19. 6.30
282	市川 了一	H12. 1.17	H13. 6.30

No	氏名	入会	退会
【H12～13年度】('00～'01)			
【会長】中村幹男【幹事】加藤精二			
283	那知 哲	H12.10.30	在籍中
〃	新出 浩二	H12.10.30	H14.12.31
〃	中川 陽市	H12.10.30	H25. 6.30
286	米岡 弥則	H13. 1.15	H13. 6.30
〃	坂上 隆一	H13. 1.15	H20.12.31
〃	松下 稔夫	H13. 1.15	H17. 6.30
〃	佐藤 和彦	H13. 1.15	在籍中
290	篠原 孝雄	H13. 6. 4	H14. 8.19

No	氏名	入会	退会
【H13～14年度】('01～'02)			
【会長】高木一州【幹事】大場恵治			
291	坂口 裕二	H13. 7.30	H30.11.30
〃	田村 重市	H13. 7.30	H14.12.31
293	河村 幹雄	H13. 8.20	H18. 6.30
294	大橋 勝典	H13. 8.30	H15. 6.30
295	木谷 勝	H13. 9.20	H19. 3.31
296	飯盛 眞	H14. 1. 7	H17.12.31
297	笠井 邦章	H14. 1.21	H18. 6.30

No	氏名	入会	退会
【H14～15年度】('02～'03)			
【会長】城地利夫【幹事】山口 功			
298	赤尾 竹美	H15. 3. 3	H20.12.31

No	氏名	入会	退会
【H15～16年度】('03～'04)			
【会長】谷口次雄【幹事】河村幹雄			
299	※大 美 栄 次	H15.12.15	H20. 6.30
〃	奥本 ゆかり	H15.12.15	H20.12.31
〃	田中 正 師	H15.12.15	H21. 6.30
302	和田 英 夫	H16. 2. 9	H17.12.31
303	杉本 隆 英	H16. 6.21	H20. 4.30

No	氏名	入会	退会
【H16～17年度】('04～'05)			
【会長】山口 功【幹事】平井宏一			
304	渡辺 登	H16.11.22	H18. 6.30

No	氏名	入会	退会
【H17～18年度】('05～'06)			
【会長】八村弘英【幹事】安藤純博			
305	柴田 瑞 枝	H18. 3.27	H23.12.25
〃	久保川 隆 夫	H18. 3.27	H19. 6.30
307	Ⓜ小 濱 滋	H18. 6.12	H20. 3.30

No	氏名	入会	退会
【H18～19年度】('06～'07)			
【会長】井岸武雄【幹事】中川陽市			
308	岩間 正 昭	H19. 6.25	H20. 4.30
309	三木 克 敏	H19. 6.27	在籍中

No	氏名	入会	退会
【H19～20年度】('07～'08)			
【会長】加藤精二【幹事】大美栄次			
310	斎藤 静 枝	H19. 7. 9	H23.12.25
311	松 蘭 英 子	H19. 8. 6	H23.12.25
312	伊藤 敏 幸	H19.12.10	H22.12.31
〃	木村 忠 司	H19.12.10	H23.12.20
〃	端谷 恒 美	H19.12.10	H22. 6.30
〃	三樹 和 夫	H19.12.10	H20. 9.30
316	大越 秀 一	H20. 4.21	H22. 3.31

No	氏名	入会	退会
【H20～21年度】('08～'09)			
【会長】大場恵治【幹事】柴田瑞枝			
317	大塚 勉	H20.12. 1	H22. 6.30
318	佐久間 好 明	H21. 6.15	H27.12.31
319	櫻田 美 香	H21. 6.15	在籍中

No	氏名	入会	退会
【H21～22年度】('09～'10)			
【会長】山本秀基【幹事】佐藤和彦			
320	小泉 和 史	H21.12. 7	在籍中
321	金田 剛	H22. 1. 4	在籍中

No	氏名	入会	退会
【H22～23年度】('10～'11)			
【会長】石川俊二【幹事】三木克敏			
322	真岩 勝 司	H22. 7. 1	H27. 3.31

No	氏名	入会	退会
【H23～24年度】('11～'12)			
【会長】加納則好【幹事】小泉和史			
323	小和田 力	H23. 7.11	在籍中
324	Ⓜ大 美 栄 次	H24. 1. 6	H25. 3.30

No	氏名	入会	退会
【H24～25年度】('12～'13)			
【会長】坂口裕二【幹事】(井岸武雄)三木克敏			
325	松田 正 昭	H25. 1. 7	R 1. 6.30
326	※増田 貴 大	H25. 1. 7	H26. 6.30

No	氏名	入会	退会
【H25～26年度】('13～'14)			
【会長】那知 哲【幹事】山本秀基			
327	佐野 寿 喜	H25. 8.26	H26. 6.30
328	菊地 康 平	H26. 1. 6	在籍中

No	氏名	入会	退会
【H26～27年度】('14～'15)			
【会長】佐藤和彦【幹事】櫻田美香			
329	杉野史和	H26.10.20	在籍中
330	鶴間秀典	H27. 1. 5	R 1. 6.30
331	高田智弘	H27. 3. 9	在籍中
332	吉田容広	H27. 4.27	H31. 3.31

No	氏名	入会	退会
【H27～28年度】('15～'16)			
【会長】三木克敏【幹事】菊地康平			
333	高畑哲也	H27.11. 2	H30. 5.31
334	小栗直也	H27.12. 1	在籍中
335	増田貴大	H28. 1. 4	H28. 6.30
336	平信二	H28. 1. 4	在籍中
337	上杉朋巧	H28. 4. 4	R 1. 6.30

No	氏名	入会	退会
【H28～29年度】('16～'17)			
【会長】小泉和史【幹事】松田正昭			
338	請川透	H29. 3. 6	在籍中

No	氏名	入会	退会
【H29～30年度】('17～'18)			
【会長】松田正昭【幹事】金田剛			
339	石井善樹	H30. 3. 5	R 1. 6.30

No	氏名	入会	退会
【H30～R1年度】('18～'19)			
【会長】金田剛【幹事】平信二			
340	高橋誠	H31. 1. 7	R 1.12.31
341	舟木雅司	H31. 1. 7	在籍中
342	岡安正人	H31. 1. 7	在籍中
343	成田智之	H31. 4.22	R 5. 3.31

No	氏名	入会	退会
【R1～2年度】('19～'20)			
【会長】平信二【幹事】請川透			
344	木村秀明	R 1.10. 7	R 3.10.18

No	氏名	入会	退会
【R2～3年度】('20～'21)			
【会長】請川透【幹事】小栗直也			
345	曾我尚久	R 2. 9.28	R 4. 7.22

No	氏名	入会	退会
【R3～4年度】('21～'22)			
【会長】山本秀基【幹事】舟木雅司			
346	佐藤圭	R 3. 8.23	在籍中

No	氏名	入会	退会
【R4～5年度】('22～'23)			
【会長】大場恵治【幹事】菊地康平			
347	佐々木進	R 4.10.31	在籍中
348	守屋康弘	R 5. 5.29	在籍中
349	相澤長和	R 5. 5.29	R 5. 8.30

No	氏名	入会	退会
【R5～6年度】('23～'24)			
【会長】金田剛【幹事】岡安正人			
350	武知亮良	R 6. 6.24	R 7. 2.23

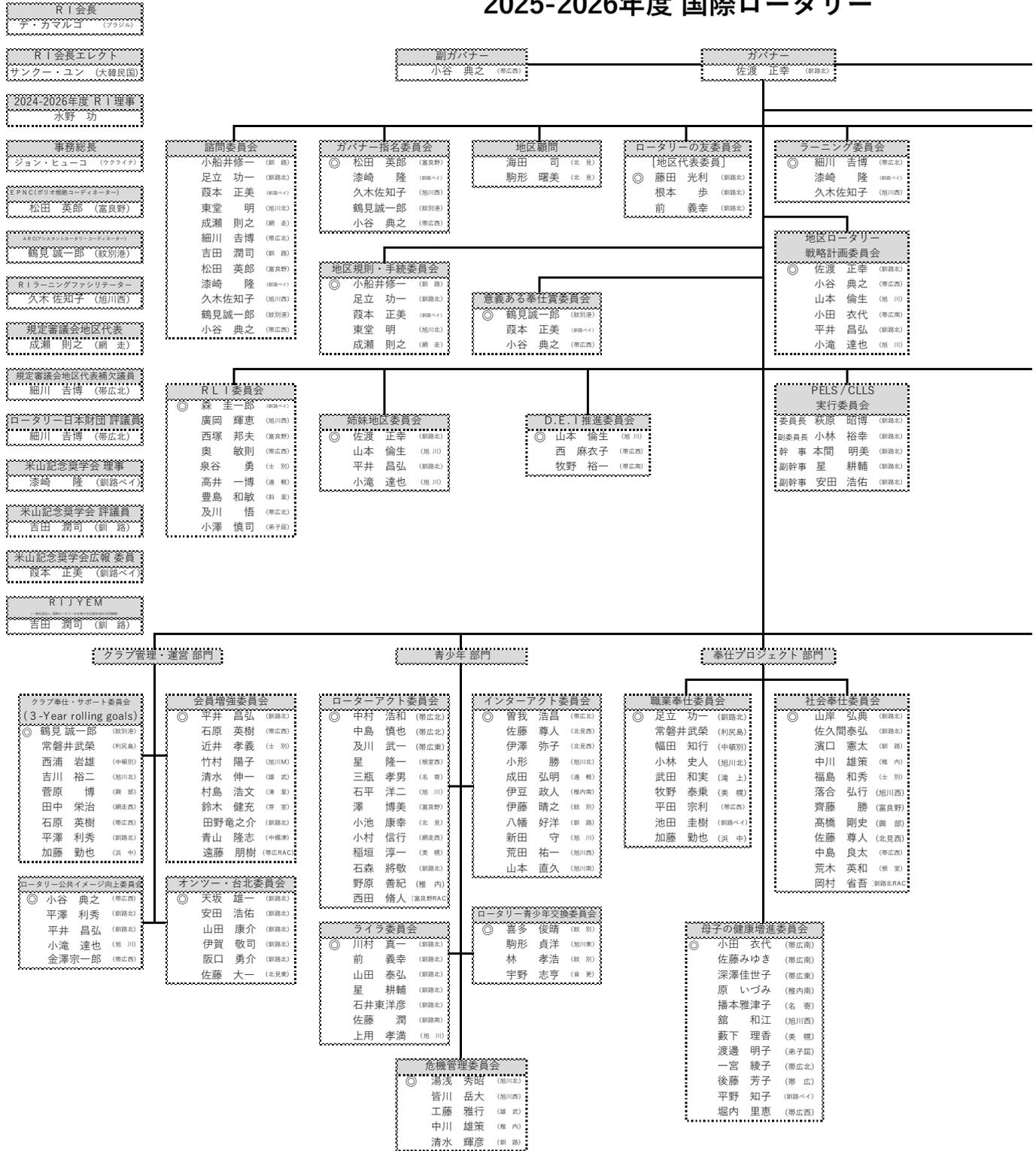
No	氏名	入会	退会
【R6～7年度】('24～'25)			
【会長】小栗直也【幹事】杉野史和			

No	氏名	入会	退会
【R7～8年度】('26～'27)			
【会長】杉野史和【幹事】佐々木進			

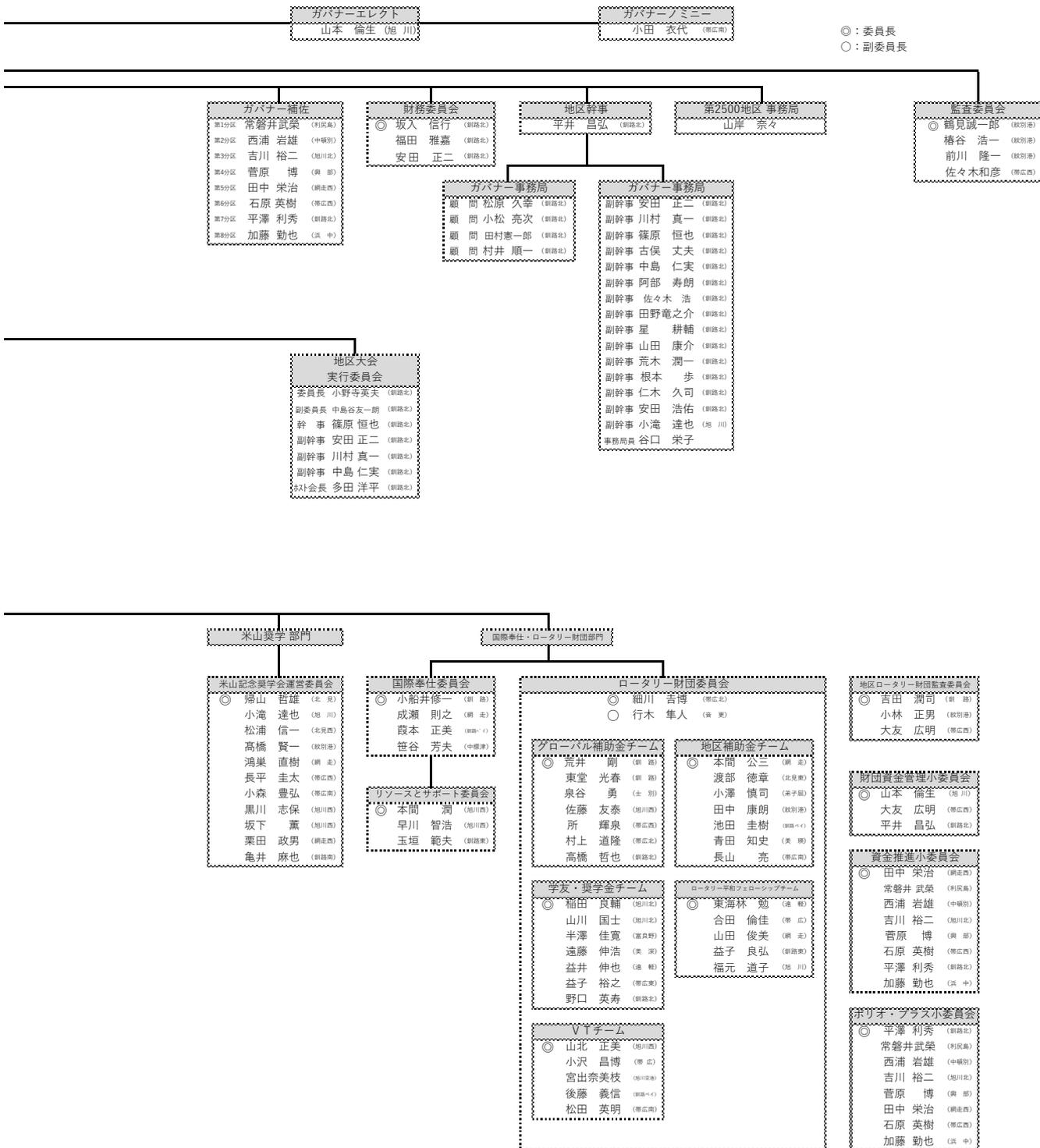
◇令和7年7月1日現在◇

延べ入会会員数 348名
延べ退会会員数 323名
在籍会員数 26名

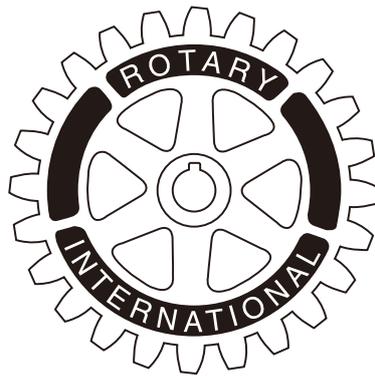
2025-2026年度 国際ロータリー



第2500地区 組織図



ロータリークラブ定款・細則



釧路西ロータリークラブ

釧路西ロータリー・クラブ定款

第1条 定義

本条の語句は、本定款で使われる場合、他に明確に規定されない限り、次の意味を持つものとする。

1. 理事会：本クラブの理事会
2. 細 則：本クラブの細則
3. 理 事：本クラブの理事会メンバー
4. 会 員：名誉会員以外の本クラブ会員
5. R I：国際ロータリー
6. 年 度：7月1日に始まる12カ月間

第2条 名称

本会の名称は、釧路西ロータリークラブ とする。（国際ロータリー加盟会員）

第3条 クラブの目的

本クラブの目的は、「ロータリーの目的」の達成を目指し、五大奉仕部門に基づいて成果あふれる奉仕プロジェクトを実施し、会員増強を通じてロータリーの発展に寄与し、ロータリー財団を支援し、クラブレベルを超えたリーダーを育成することである。

（*訳注：「第3条 クラブの目的」の原文は「Article 3 Purposes」ですが、既存の第5条「目的」[Object]と区別するため、上記の訳では「クラブの」が補足されています。）

*国際ロータリー細則は、RIに加盟したロータリークラブが所定の標準ロータリークラブ定款を採用することと規定している。

第4条 クラブの所在地域

本クラブの所在地域は、次の通りとする。

原則として釧路市及び釧路町・鶴居村の行政区域内及び隣接する周辺地域

第5条 目的

ロータリーの目的は、意義ある事業の基礎として奉仕の理想を奨励し、これを育むことにある。具体的には、次の各項目を奨励することにある

- 第1 知り合いを広めることによって奉仕の機会とすること。
- 第2 職業上高い論理基準を保ち、役立つ仕事はすべて価値あるものと認識し、社会に奉仕する機会としてロータリー人各自の職業を高潔なものにすること。
- 第3 ロータリアン一人一人が、個人として、また事業および社会生活において、日々、奉仕の理念を実践すること。
- 第4 奉仕の理想に結ばれた職業人が、世界的ネットワークを通じて、国際理解、親善、平和を推進すること。

第6条 五大奉仕部門

ロータリーの五大奉仕部門は、本ロータリークラブの活動の哲学的および実際的な規準である。

1. 奉仕の第一部門であるクラブ奉仕は、本クラブの機能を充実させるために、クラブ内で会員が取るべき行動に関わるものである。
2. 奉仕の第二部門である職業奉仕は、事業および専門職務の道徳的水準を高め、品位ある業務はすべて尊重されるべきであるという認識を深め、あらゆる職業に携わる中で奉仕の理念を実践していくという目的を持つものである。会員の役割には、ロータリーの理念に従って自分自身を律し、事業を行うこと、そして自己の職業上の手腕を社会の問題やニーズに役立てるために、クラブが開発したプロジェクトに応えることが含まれる。
3. 奉仕の第三部門である社会奉仕は、クラブの所在地域または行政区域内に居住する人々の生活の質を高めるために、時には他と協力しながら、会員が行うさまざまな取り組みから成るものである。
4. 奉仕の第四部門である国際奉仕は、書物などを読むことや通信を通じて、さらには、他国の人々を助けることを目的としたクラブのあらゆる活動やプロジェクトに協力することを通じて、他国の人々とその文化や慣習、功績、願い、問題に対する認識を培うことによって、国際理解、親善、平和を推進するために、会員が行う活動から成るものである。

5. 奉仕の第五部門である青少年奉仕は、指導力養成活動、社会奉仕プロジェクトおよび国際奉仕プロジェクトへの参加、世界平和異文化の理解を深め育む交換プログラムを通じて、青少年ならびに若者によって、好ましい変化がもたされることを認識するものである。

第7条 会合

第1節 例会（本節の規定への例外は第7条を参照のこと）

- (a) 日および時間。本クラブは、毎月2回以上、細則に定められた日および時間に、定期の会合を開かなければならない。例会は、直接顔を合わせるか、オンラインでの例会、またはこれらの方法では例会に出席できない会員のために、オンラインでつながる方法を利用できる。前もって定められた週にクラブのウェブサイト上に参加型の活動を載せることによって例会を開くものとする。ウェブサイト上で開く場合、会合は、ウェブサイトに参加型の活動が掲載される日をもって開かれるとみなされるものとする。
- (b) 会合の変更。正当な理由のある場合は、理事会は、例会を、前回の例会の翌日から次の例会の前日までの間のいずれかの日または定例日の他の時間または他の場所に変更することができる。
- (c) 取消。例会日が一般に認められた祝日を含む国民の祝日に当たる場合、またはその週に一般に認められた祝日を含む国民の祝日が含まれる場合、またはクラブ会員が死亡した場合、または全地域社会にわたって流行病もしくは災害が発生した場合、または地域社会での武力紛争がクラブ会員の生命を脅かす場合、理事会は、例会を取りやめることができる。理事会は、本項に明記されていない理由であっても、1年に4回まで例会を取りやめることができる。ただし、本クラブが3回を超えて続けて例会を開かないようなことがあってはならない。
- (d) 例外。細則には、本節に従わない規定を含めることができる。ただし、クラブは少なくとも月に2回、例会を行わなければならない。

第2節 「年次総会」役員を選挙するため、収入と支出を含む年間予算を発表するため、および年次報告を発表するための年次総会は、細則の定めるところに従い、毎年1月31日までに開催されなければならない。

第8条 会員身分に関する規定の例外

本定款の第9条第2節と4～8節に従わない規定または要件を細則に含めることができる。そのような規定または要件は、本定款の上記の節の規定または要件に優先するものとする。

第9条 会員身分（本条の第2節および4～8節への例外は第8条を参照のこと）

第1節 全般的資格条件。本クラブは、善良さ、高潔さ、リーダーシップを身をもって示し、事業、専門職務、職業および（または）地域社会でよい評判を受けており、地域社会および（または）世界において奉仕する意欲のある成人によって構成されるものとする。

第2節 種類。本クラブの会員の種類は正会員および名誉会員の2種類とする。

第3節 正会員。R I 定款第5条第2節に定められた資格条件を有する者は、これを本クラブの正会員に選ぶことができる。

第4節 衛星クラブの会員。衛星クラブの会員はスポンサークラブの会員でもあり、これは衛星ロータリークラブとしてR I から加盟が認められるまで続く。

第5節 二重会員。同時に、本クラブと、本クラブの衛星クラブ以外の別のクラブにおいて、正会員になることはできない。いかなる人も本クラブにおいて、正会員であると同時に名誉会員の資格を保持することはできない。

第6節 名誉会員

- (a) 名誉会員の資格条件。ロータリーの理念を推進するために称賛に値する奉仕をした人、およびロータリーの目的を支援したことでロータリーの友人であるとみなされた人を本クラブの名誉会員に選ぶことができる。かかる会員の身分の存続期間は、理事会によって決定されるものとする。その人は、二つ以上のクラブで名誉会員身分を保持できる。
- (b) 権利および特典。名誉会員は、会費の納入を免除されるが、投票権を持たず、クラブのいかなる役職にも就くことができない。名誉会員は、職業分類を保持しないが、本クラブのあらゆる会合に出席することができ、その他クラブのあらゆる特典を享受することができる。本クラブの名誉会員は、他のクラブにおいてはいかなる権利または特典も認められないものとする。ただし、ロータリアンの来賓としてではなく他のクラブを訪問する権利は認められている。

第10条 職業分類

第1節— 一般規定

(a) 主な活動。各会員は、その事業、専門職務、または社会奉仕の種類に従って分類されるものとする。

職業分類は本人の所属する会社、企業、団体の主要かつ一般世間がそのように認めている事業活動を示すものか、本人の主たるかつまた一般世間がそのように認めている事業または専門職務を示すものか、本人の社会奉仕活動の種類を示すものでなければならない。

(b) 是正または修正。理事会は、正当な理由がある場合、在籍中の会員の職業分類を是正または修正することができる。是正または修正の提案については、当該会員に対して然るべき予告が与えられ、その会員には、これに対して聴聞の機会が与えられなければならない。

第2節— 制限。一事業、一専門職務、一職業、一種類の社会奉仕、またはその他の職業分類に偏らないバランスの取れた会員構成を有しなければならない。

第11条 出席

第1節— 一般規定。各会員は本クラブの例会、あるいは細則により定められている場合は衛星クラブの例会に出席し、本クラブの奉仕プロジェクトおよびその他の行事や活動に参加するべきものとする。会員が、ある例会に出席したものとみなされるには、その例会時間の少なくとも60パーセントに直接またはオンラインのつながりを使って出席するか、または、会合出席中に不意にその場を去らなければならなくなった場合、その後その行為が妥当であるとクラブ理事会が認める理由を提示するか、または、クラブのウェブサイトにて例会が掲載されてから1週間以内にその例会に参加するか、または、次のような方法で欠席をメイクアップしなければならない。

(a) 同年度内。同年度以内に、

(1) 他のロータリークラブ、他のロータリークラブの衛星クラブ、または仮クラブのいずれかの例会の少なくとも60パーセントに出席すること。または、

(2) ローターアクトクラブ、インターアクトクラブ、ロータリー地域社会共同隊、ロータリー親睦活動、あるいは仮ローターアクトクラブ、仮インターアクトクラブ、仮ロータリー地域社会共同隊、仮ロータリー親睦活動の例会に出席すること。または、

(3) R I 国際大会、規定審議会、国際協議会、R I 元ならびに現役員のためのロータリー研究会、R I 元、現ならびに次期役員のためのロータリー研究会または、R I 理事会またはR I 理事会を代行するR I 会長の承認を得て招集された他の会合、ロータリー合同ゾーン大会、R I の委員会会合、ロータリー地区大会、クラブリーダーシップラーニングセミナー (CLLS)、R I 理事会の指示の下に開催された地区会合、地区ガバナーの指示の下に開催された地区委員会、または正式に公表されたロータリークラブの都市連合会に出席すること。または、

(4) 他クラブまたは他クラブの衛星クラブの例会に出席の目的をもってそのクラブの例会定刻に定例会場に赴いたとき、当該クラブが、定例の時間または場所において例会を開いていなかった場合。または、

(5) 理事会承認のクラブの奉仕プロジェクトまたはクラブが提唱した地域社会の行事や会合に出席すること。または、

(6) 理事会の会合、または理事会が承認した場合、選任された奉仕委員会の会合に出席すること。または、

(7) クラブのウェブサイトを通じて、平均30分の参加が義務づけられた相互参加型の活動に参加すること。

(b) 例会時において。例会のときに、

(1) 本節(a)項の(3)に挙げた会合の一つに出席するため、適切な直行日程による往復の途次にある場合。または、

(2) R I の役員、委員、ロータリー財団管理委員がロータリーの職務に携わっている場合。または、

(3) 地区ガバナーの特別代表として、新クラブ結成中、ロータリーの職務に携わっている場合。または、

(4) R I に雇用されている者が、ロータリーの職務に携わっている場合。または、

(5) メイクアップすることができないような僻遠の地で、地区、R I、またはロータリー財団の提唱する奉仕プロジェクトに直接かつ積極的に従事している場合。または、

(6) 理事会が正当に承認したロータリー職務に従事していて、例会に出席できない場合。

第2節— 転勤による長期の欠席。会員が転勤先で長期にわたって実際に業務に従事している場合、会員の所属クラブと転勤先の指定クラブ間の合意があれば、会員は、転勤先における指定クラブの例会への出席が所属クラブの出席の代わりとなる。

第3節— 出席規定の免除。次のような場合、出席規定の適用は免除されるものとする。

(a) 理事会の承認する条件と事情による欠席の場合。理事会は、正当かつ十分な理由による会員の欠席を認める

権限を持つ。このような出席規定の適用の免除は、最長12カ月間までとする。ただし、健康上の理由あるいは子どもの誕生、養子縁組、または里親となることにより12カ月間を超えて欠席となる場合は、理事会が改めて、当初の12カ月の後に、さらに一定期間の欠席を認めることができる。

(b) 一つまたは複数のロータリークラブのロータリー歴と会員の年齢の合計が85年以上であり、一つまたは複数のクラブで少なくとも20年の会員歴があり、さらに出席規定の適用を免除されたい希望を、書面をもって、クラブ幹事に通告し、理事会が承認した場合。

第4節— R I 役員の欠席。会員が現役のR I 役員または現役のR I 役員の配偶者／パートナーである場合、その会員に対する出席規定の適用は免除されるものとする。

第5節— 出席の記録。本条第3節(a)の下に出席規定の適用を免除された会員がクラブ例会を欠席した場合、その会員と会員の欠席は、出席記録に含まれないものとする。本条第3節(b)または第4節の下に出席規定の適用を免除された会員がクラブ例会に出席した場合、その会員と会員の出席は、本クラブの出席率の算出に使う会員数と出席者数に含まれるものとする。

第12条 理事および役員および委員会

第1節— 管理主体。本クラブの管理主体は、細則の定めるところによって構成される理事会とする。

第2節— 権限。理事会は全役員および全委員会に対して総括的管理権を持つものとし、正当な理由ある場合は、そのいずれをも罷免することができる。

第3節— 理事会による最終決定。クラブのあらゆる事項に関する理事会の決定は最終的なものであって、クラブに対して提訴する以外にはこれを覆す余地はない。しかしながら、会員身分の終結の決定に関しては、会員は第14条第6節の規定に従って、クラブに提訴するか、調停または仲裁に訴えることができる。このような提訴の場合、提訴の対象となった決定は、理事会が指定した例会において、定足数の出席を得て、その出席会員の3分の2の投票によってのみ覆すことができるものとする。そして、当該例会の少なくとも5日前に、当該提訴の予告が、幹事により、各会員に対して与えられていなければならない。もし提訴が行われた場合は、クラブの決定が最終決定となる。

第4節— 役員。クラブの役員は、会長、直前会長、会長エレクト、幹事、会計とし、1名または数名の副会長を役員に含めることができ、これら全員を理事会メンバーとする。また、会場監督も役員であるが、細則の定めるところに従って、理事会のメンバーとすることができる。クラブ役員は定期的に衛星クラブの例会に出席するものとする。

第5節— 役員の選挙。

- (a) 会長を除く役員の任期。各役員はクラブ細則の定めるところに従って選挙されるものとする。会長を除き、各役員は選挙された直後の7月1日に就任し、選挙された任期中または後任者が然るべく選挙されかつ適格となるまで在任するものとする。
- (b) 会長の任期。会長は、細則の定めるところに従って、就任する日の直前18カ月以上2年以内に選挙されるものとし、選挙された時点から会長ノミニーを務めるものとする。会長ノミニーは、会長として就任する前の年度の7月1日に、会長エレクトの役職名が与えられるものとする。会長は、7月1日に就任し、1年間、または後任者が然るべく選挙されなかった場合、現職の会長の任期を1年に限り延長するものとする。
- (c) 資格要件。役員および各理事は、いずれも、本クラブの瑕疵なき会員でなければならない。クラブ会長の候補者は、指名に先立つ少なくとも1年間、本クラブの会員であるものとする。ただし、1年未満であっても、当該会員の奉仕がこの要件の趣旨を満たしていると地区ガバナーが判断した場合は例外となる。会長エレクトは、ガバナーエレクトから特に免除されない限り、会長エレクトラーニングセミナーとクラブリーダーシップラーニングセミナー（CLLS）に必ず出席しなければならない。免除された場合は、所属クラブによって指名された代理を必ず派遣しなければならない。この代理人は会長エレクト本人に対し結果報告するものとする。会長エレクトが、ガバナーエレクトからの免除を受けずに、会長エレクトラーニングセミナーおよびクラブリーダーシップラーニングセミナー（CLLS）に出席しない場合、あるいは、免除されても指定の代理をこれらの会合に派遣しなかった場合、かかる会長エレクトはクラブ会長に就任できないものとする。このようなことが起こった場合、会長エレクトラーニングセミナーおよびクラブリーダーシップラーニングセミナー（CLLS）、もしくはガバナーエレクトが十分であるとみなした研修に出席した後任者が正式の手続きによって選挙されるまで、現会長が継続してクラブ会長を務めるものとする。

第6節— 委員会。本クラブは次の委員会を有すべきである。

- ・クラブ管理運営
- ・会員増強

- ・公共イメージ
- ・ロータリー財団
- ・奉仕プロジェクト

必要に応じて追加の委員会を任命できる。

第13条 会費

すべての会員は、細則の定める年会費を納入するものとする。

第14条 会員身分の存続

第1節— 期間。会員身分は、次に定めるところによって終結しない限り、本クラブの存する間存続するものとする。

第2節— 自動的終結

(a) 会員の資格条件。会員が、会員資格条件に欠けるようになったとき、会員身分は自動的に終結するものとする。ただし、

(1) 理事会は、会員が本クラブの所在地域外、もしくはその周辺地域外に移転する場合、新しい地域社会にあるロータリークラブを訪問して知り合いになってもらうために1年以内の期間に限って、出席義務規定の特別免除を与えることができる。ただし、この場合、同会員は引き続きクラブ会員たるすべての条件を満たしていることが前提である。

(2) 理事会は、本クラブの所在地域外、もしくはその周辺地域外に移転する会員の会員身分を保持できる。ただし、同会員は引き続きクラブ会員たるすべての条件を満たしていることが前提である。

(b) 再入会。会員の会員身分が本節(a)項の規定によって終結した場合、終結時におけるその会員の身分が瑕疵なきものであれば、同人は、同じ職業分類または別の職業分類の下に、新たに入会申込をすることができる。

(c) 名誉会員の会員身分の終結。名誉会員の会員身分は、理事会が決定した期間の終了をもって自動的に終結する。しかしながら、理事会は名誉会員身分の期間をさらに延長することができる。理事会はいつでも名誉会員身分を取り消すことができる。

第3節— 終結— 会費不払

(a) 手続。所定の期限後30日以内に会費を納入しない会員に対しては、その分かっている最新の宛先に、幹事が、書面をもって催告しなければならない。催告の日付後10日以内に会費が納入されなければ、理事会の裁量に従って当該会員の会員身分を終結して差し支えない。

(b) 復帰。理事会は、その嘆願がありかつクラブに対する同人のすべての負債が完済されれば、元会員を会員身分に復帰させることができる。しかしながら、同人の以前の職業分類が本定款の第11条第2節に適用していない場合は、いかなる元会員も正会員に復帰させることはできない。

第4節— 終結— 欠席

(a) 出席率。会員は、

(1) 年度の各半期間において、メイクアップを含むクラブ例会または衛星クラブ例会の出席率が少なくとも50パーセントに達しているか、クラブのプロジェクトおよびその他の行事や活動に少なくとも12時間参加していなければならない。または、バランスの取れた割合でその両方を満たしていなければならない。

(2) 年度の各半期間に、本クラブまたは衛星クラブの例会総数のうち少なくとも30パーセントに出席、またはクラブのプロジェクトおよびその他の行事や活動に参加しなければならない（R I理事会によって定義されたガバナー補佐は、この義務を免除されるものとする）。

会員が規定通り出席できない場合、その会員身分は、理事会が正当かつ十分な理由があると認めない限り、終結することができる。

(b) 連続欠席。会員の会員身分は、理事会が正当かつ十分な理由があると認めない限り、または第11条第3節もしくは第4節に従う場合を除き、連続4回例会に出席せず、またメイクアップもしていない場合、クラブ理事会は、その欠席がクラブ会員身分の終結を要請していると考えられる旨通知するものとする。その後、理事会は、過半数によって、会員の会員身分を終結することができる。

第5節— 他の原因による終結

(a) 正当な根拠。理事会は、いずれの会員も、本クラブの会員としての資格条件に欠けるようになった場合、もしくは他に十分と認められる根拠があれば、特にその目的のために招集された理事会の会合において、出席し投票した全理事の3分の2を下らない賛成投票によって、その会員身分を終結せしめることができる。本会合の指針となる原則は、第9条の第1節および「四つのテスト」、およびロータリークラブ会員として持つべき

高い論理基準とする。

(b) 通知。本節(a)項の下に会員身分を終結する前に、当該会員は、かかる懸案案件について、少なくとも10日間の予告を書面によって与えられ、理事会に対して書面による答弁を提出する機会を与えられなければならない。また、理事会に出頭して、自分の立場を釈明する権利を持つものとする。かかる予告の通達は、配達証明便または書留郵便によって、分かっている最新の宛先に送付されなければならない。

(c) 職業分類の充填。本節の規定によって理事会が正会員の会員身分を終結した場合、もし提訴があれば、これに対する聴聞の期限が切れて本クラブの決定または仲裁人の決定が発表されるまでは、本クラブは、当該会員の持っていた職業分類の下に新しい会員を選挙してはならない。

ただし、たとえ終結に関する理事会の決定が覆されても、新会員の入会によって同一職業分類に属する会員の制限を超えない場合はこの限りではない。

第6節一 会員身分の終結に提訴、調停または仲裁を求める権利

(a) 通知。幹事は、理事会決定後7日以内に、その理事会の会員身分を終結または保留させる決定を、書面をもって、当該会員に通告しなければならない。その会員は通告の日付後14日以内に、幹事に対する書面をもって、クラブに提訴するか、調停を要請するか、もしくは第18条に定める仲裁に訴えるか、いずれかの意思のあることを通告することができる。

(b) 提訴に対する聴聞の期限。提訴する場合は、提訴を通告する書面を受理してから21日以内に行われるべきクラブの例会において、当該提訴の聴聞を行うために、理事会はその日取りを決定しなければならない。例会およびその例会で行う特別案件について、少なくとも5日間の予告が、書面をもって、全会員宛に与えられなければならない。提訴が聴聞される場合には、会員のみが出席するものとする。

(c) 調停もしくは仲裁。調停もしくは仲裁に使用される手続は第18条に規定された通りである。

(d) 提訴。もし提訴が行われた場合は、クラブの決定が最終決定となり、当事者すべてに拘束力のあるものとなり、仲裁を要求することはできない。

(e) 仲裁人または裁定人の決定。もし仲裁が要求され、仲裁人によって下された決定もしくは両仲裁人が合意に達し得なかった場合、裁定人による決定が最終決定であり、当事者すべてを拘束するものとなり、提訴することはできない。

(f) 調停の失敗。調停を要求したが、調停が失敗した場合、本節(a)項の規定に従い、会員はクラブに提訴するか仲裁に訴えることができる。

第7節一 理事会による最終決定。もしクラブに対する提訴も行われず、仲裁も要求されなかった場合は、理事会の決定は最終決定となる。

第8節一 退会。いかなる会員も、本クラブからの退会の申出は書面をもって行い（会長または幹事宛）、理事会によって受理されなければならない。ただし、当該会員のクラブに対するすべての負債が完済されていることを前提とする。

第9節一 資産関与権の喪失。いかなる理由にせよ、本クラブの会員身分を終結された者は、すべて、本クラブに入会した時点で地元の法律の下でその会員がなんらかの権利を得ていた場合、本クラブに属するいかなる資金その他の財産に対しても、あらゆる関与権を喪失するものとする。

第10節一 一時保留。本定款のいかなる規定にもかかわらず、理事会の見解において、

(a) 会員が、本定款に従うことを拒否または怠った、あるいは会員としてふさわしくない振舞い、またはクラブに害をもたらすような振舞いをしたという信憑性のある告発があった場合、および、

(b) これらの告発が立証された場合、当該会員の会員身分を終結するのに十分な理由となる場合、および、

(c) 当該会員がその結果を待つ間、または理事会が適切と考える措置が取られるまでは、当該会員の会員身分に関していかなる措置も取らないことが望ましいとされる場合、および、

(d) クラブの最善の利益のために、当該会員の会員身分に対する票決を取ることなく、当該会員の会員身分を一時保留とし、当該会員が例会やそのほかの本クラブの活動への出席や、本クラブのいかなる役職や任務からも除外されるべきである場合

理事会は、その3分の2以上の賛成票によって、理事会の決定する妥当な期間（ただし90日間以内）と追加条件に従い前述の通り会員の会員身分を一時保留とすることができる。一時保留とされた会員は、第14条第6節に定められる通り、一時保留について提訴する、または調停や仲裁を求めることができる。一時保留期間中、当該会員は出席義務を免除されるものとする。理事会は、一時保留期間が過ぎる前に、一時保留となっているロータリアンの会員身分を終結する手続を取るか、通常の会員身分に復帰させなければならない。

第15条 地域社会、国家、および国際問題

第1節— 適切な主題。地域社会、国家および世界の一般福祉にかかわる公共問題の功罪は、本クラブの会員にとって関心事であり、会員の啓蒙となり各自が自己の意見を形成するうえで、クラブ会合における公正かつ理解を深める研究および討議の対象として適切な主題というべきである。しかしながら、クラブは、いかなる係争中の公共問題についても意見を表明してはならない。

第2節— 支持の禁止。本クラブは、公職に対するいかなる候補者も支持または推薦してはならない。またいかなるクラブ会合においても、かかる候補者の長所または短所を討議してはならない。

第3節— 政治的主題の禁止

(a) 決議および見解。本クラブは、政治的性質をもった世界問題または国際政策に関して、討議ないし見解を採択したり配布したりしてはならない。またこれに関して行動を起こしてはならない。

(b) 嘆願。本クラブは、政治的性質をもった特定の国際問題の解決のために、クラブ、国民、政府に対して嘆願してはならない。また書状、演説、提案を配付してはならない。

第4節— ロータリーの発祥を記念して。ロータリーの創立記念日（2月23日）の週は、世界理解と平和週間と呼称する。この1週間は、本クラブはロータリーの奉仕活動を祝い、これまでの業績を振り返り、地域内と世界中で、平和、理解、親善のためのプログラムに重点を置く。

第16条 ロータリーの雑誌

第1節— 購読義務。R I 細則に従って、本クラブがR I 理事会によって、本条規定の適用を免除されていない場合、各会員は、会員身分を保持する限りR I の機関雑誌またはR I 理事会から本クラブに対して承認ならびに指定されているロータリー地域雑誌を購読しなければならない。同じ住所に住む2人のロータリアンには、機関雑誌または理事会が承認し、そのクラブに指定したロータリー雑誌を合同で購読する選択肢がある。購読は、本クラブの会員となっている限り継続し、購読料は理事会が決定した人頭分担金の支払い日に支払われるものとする。

第2節— 購読料。購読料は、クラブが、その前払金を各会員から徴収し、R I の事務局またはR I 理事会の指定によって購読することとなった地域雑誌の発行所に送金しなければならない。

第17条 ロータリーの目的の受諾と定款・細則の順守

会員は、会費を支払うことによって、ロータリーの目的の中に示されたロータリーの原則を受諾し、本クラブの定款・細則に従い、その規定を順守し、これに拘束されることを受諾するものとする。そしてこれらの条件の下においてのみ、会員は、本クラブの特典を受けることができる。各会員は、定款・細則の文書を受け取ったかどうかにかかわらず、定款・細則の条項に従うものとする。

第18条 仲裁および調停

第1節— 意見の相反。理事会の決定に関すること以外で、現会員または元会員と本クラブ、クラブ役員、または理事会との間に意見の食い違いが起り、このような場合のために規定されている手続によってはどうしても解決できない場合、その問題は、論争当事者のいずれかが幹事に要請し、調停によって裁定を行うか仲裁によって解決をはかるものとする。

第2節— 調停または仲裁の期限。調停または仲裁の場合、理事会は論争当事者と協議して、調停または仲裁の要請を受理してから21日以内に行われるよう、調停または仲裁の日取りを決定しなければならない。

第3節— 調停。このような調停の手続きは、国もしくは州に対し管轄権を有する関係当局によって承認されたものであるか、または代替の争議の解決方法を含む専門知識に定評のある優れた専門職団体によって推薦されたものであるか、またはR I 理事会もしくはロータリー財団管理委員会が定めた指針文書によって勧められるものとする。調停人にはロータリークラブの会員のみを指定されることができる。クラブは、適切な調停技能と経験を有するロータリークラブの会員を任命するよう地区ガバナーもしくはガバナーの代理人に要請することができる。

(a) 調停の結果。調停によって当事者同士が合意に達した結果もしくは決定は、記録されるものとし、各当事者ならびに調停人がその記録をそれぞれ保管するものとする。さらに、理事会にも記録を1部提出し、幹事がそれを保管するものとする。クラブへの報告のために、当事者が承諾できる結果の要約文を作成するものとする。当事者の一方が調停内容を十分に履行しなかった場合、もう一方は会長または幹事を通じて、さらに調停を要請することができる。

(b) 調停の失敗。調停を要求したが、調停が失敗した場合、論争当事者は本条の第1節に定める仲裁に訴えることができる。

第4節— 仲裁。仲裁が要求された場合、両当事者はそれぞれ1名の仲裁人を指定し、両仲裁人は1名の裁定人を指定しなければならない。裁定人または仲裁人にはロータリークラブの会員のみが指定されることができる。

第5節— 仲裁人または裁定人の決定。もし仲裁が要求され、仲裁人によって下された決定もしくは両仲裁人が合意に達し得なかった場合、裁定人による決定が最終であって、当事者すべてを拘束するものとなり、提訴することはできない。

第19条 細則

本クラブは、R Iの定款・細則、R Iによって管理上の地域単位が認められている場合には、その手続規則、および本定款と矛盾しない細則を採用しなければならない。細則は、本クラブの管理のために、さらに追加規定を設けるものとする。同細則は、細則中に定められているところに従って随時改正することができる。

第20条 解釈の仕方

「郵便」、「郵送」、および「郵便投票」という用語には、経費を節約し応答を頻繁にするために、電子メール(Eメール)およびインターネット・テクノロジーの活用が含まれるものとする。

第21条 改正

第1節— 改正の方法。本条第2節に規定されている場合を除き、本定款は、規定審議会によってのみ改正できる。その方式については、R I細則の改正について同細則で定めているものと同じとする。

第2節— 第2条と第4条の改正。定款の第2条(名称)および第4条(クラブの所在地域)は、定足数を満たした数の会員が出席した本クラブの例会においていつでも、出席している全投票会員の最低3分の2の賛成投票によって、改正することができる。ただし、当該改正案の通告が、これを議する例会の少なくとも10日前に、各会員に郵送されなければならない。そしてさらに、かかる改正は、R I理事会に提出してその承認を求めなければならない。その承認があって初めてその改正は効力を発するものとする。ガバナーは、提出された改正案に関してR I理事会に意見を提供することができる。

釧路西ロータリー・クラブ細則

第1条 定義

1. 理事会：本クラブの理事会
2. 理事：本クラブの理事会メンバー
3. 会員：名誉会員以外の本クラブ会員
4. R I：国際ロータリー
5. 年度：7月1日に始まる12カ月間

第2条 理事会

本クラブの管理主体は本クラブの会員10名により成る理事会とする。すなわち本細則第3条第1節に基づいて選挙された3名の理事、会長、副会長、会長エレクト（または、後任者が選挙されていない場合は会長ノミネー）、幹事、会計、会場監督および直前会長である。

第3条 理事および役員選挙

第1節 役員を選挙すべき会合の1カ月前の例会において、その議長なる役員は会員に対して、会長（次々年度）、副会長、幹事、会計および3名の理事を指名することを求めなければならない。選挙すべき理事および役員は自薦立候補、または自薦立候補の無い場合は、会長ノミネー候補を当該年度会長が、次年度理事及び役員候補は当該年度の会長エレクトが指名する。

※候補者指名の手段として、以下に記述する諮問委員会を設置する事ができる。

《諮問委員会設置の場合》

(a) 会長ノミネー候補：

現年度会長により、諮問委員会の委員6名を選任する。

- ・現理事の中から4名を選任。※会長ノミネー候補の諮問には会長エレクトを含める。
- ・パスト会長の中から2名を選任。

諮問委員会は会長ノミネー候補1名の審議を行い、指名は現年度会長が行う。

(b) 次年度理事役員候補：

会長エレクトにより、諮問委員会の委員6名を選任する。

- ・現理事の中から4名を選任。※次年度理事役員候補の諮問には会長を含める。
- ・パスト会長の中から2名を選任。

諮問委員会は次年度理事役員候補8名の審議を行い、指名は会長エレクトが行う。

- ・副会長候補
- ・幹事候補
- ・職業奉仕委員長担当理事候補
- ・社会奉仕担当理事候補
- ・国際奉仕担当理事候補
- ・青少年奉仕担当理事候補
- ・会計担当理事候補
- ・会場監督理事候補

その指名は、クラブの決定するところに従って当該年度の年次総会において各候補者発表ののち、出席全会員の過半数の賛成を獲得した会長、副会長、幹事、理事3名および会計がそれぞれ該当する役職に当選したものと宣言される。

前記の投票によって選挙された会長候補は、会長ノミネーとなるものとし、その選挙権の次の7月1日に始まる年度に、会長ノミネーのまま理事会のメンバーを務め、理事会のメンバーを務めた年度直後の7月1日に、会長に就任するものとする。会長ノミネーは、後任者の選挙が行われた後に会長エレクトの役職名が与えられるものとする。

第2節 選挙された役員および理事に直前会長を加えて理事会を構成するものとする。

第3節 理事会またはその他の役職に生じた欠員は、残りの理事の決定によって補填すべきものとする。

第4節 役員エレクトまたは理事エレクトの地位に生じた欠員は、残りの理事エレクトの決定によって補填すべきものとする。

第4条 役員の任務

- 第1節 会長。本クラブの会合および理事会の会合において議長を務め、その他通常その職に付随する任務を行うことをもって会長の任務とする。
- 第2節 会長エレクト。会長エレクトは理事会のメンバーとしての任務およびその他会長または理事会によって定められる任務を行うものとする。
- 第3節 副会長。会長不在の場合は本クラブの会合および理事会の会合において議長を務め、その他通常その職に付随する任務を行うことをもって副会長の任務とする。
- 第4節 幹事。幹事の任務は、会員の記録を整理保管し、会合における出席を例会運営委員会作成の記録簿を基に確認し、クラブ、理事会および委員会の諸会合の通知を発送し、これらの会合の議事録をつくってこれを保管し、毎年1月1日および7月1日現在の半期会員報告、半期報告を提出した7月1日または1月1日よりも後にクラブ会員に選ばれた正会員について10月1日と4月1日現在の四半期会員報告、会員資格変更報告、毎月の最終例会の後15日以内に地区ガバナーに対して行わなければならない月次出席報告を含む、諸種の義務報告をR Iに対して行い、R I公式雑誌の購読料を徴収してこれをR Iに送金し、その他通常その職に付随する任務を行うにある。
- 第5節 会計。会計の任務は、すべての資金を管理保管し、毎年1回およびその他理事会の要求あるごとにその説明を行い、その他通常その職に付随する任務を行うにある。その職を去るに当たっては会計はその保管するすべての資金、会計帳簿、その他あらゆるクラブ財産を、その後任者または会長に引き継がなければならない。
- 第6節 会場監督。会場監督の任務は通常その職に付随する任務、およびその他会長または理事会によって定められる任務とする。

第5条 会合

- 第1節 年次総会。本クラブの年次総会は毎年12月第1例会に開催されるものとする。そしてこの年次総会において次年度の役員および理事の選挙を行わなければならない。
- (注：標準ロータリー・クラブ定款第6条第2節は、「役員を選挙するための年次総会は、1月31日までに開催されなければならない」と規定している)
- 第2節 本クラブの例会は月曜日12:30に開催するものとする。
- 例会に関するあらゆる変更または例会の取消はすべてクラブの会員全部に然るべく通告されなければならない。本クラブの瑕疵なき会員はすべて、名誉会員（または標準ロータリークラブ定款第9条第3節および第4節の規定に基づき、出席を免除された会員）を除き、例会の当日、その出席または欠席が記録され、その出席は、本クラブまたは他のロータリークラブにおいて、その例会に充当された時間の少なくとも60パーセントに出席していたことが実証されるか、もしくは標準ロータリークラブ定款第9条第1節と第2節の規定によるものでなければならない。

第6条 入会金および会費

- 第1節 入会金は ¥15,000- とし、入会承認に先んじ、納入すべきものとする。
- 第2節 会費は年額 ¥136,000- とし、各半年ごとの各支払額のうちの一部は各会員のR I公式雑誌の購読料に充当するという諒解の下に、毎年2回7月1日および1月1日に納入すべきものとする。納入の最終期限は上期7月31日、下期1月31日迄とする。

第7条 採決の方法

- 本クラブの議事は、役員および理事を投票によって選挙する場合を除き、*口頭による採決をもって処理されるものとする。理事会は、特定の議決案を、口頭ではなく投票により処理することを決定することができる。
- (注：口頭による採決とはクラブの投票が発声方式での同意によって行われた場合と定義する)

第8条 委員会

- 第1節 常任委員会
- (a) 会長は理事会承認の下に奉仕プロジェクト委員会（地域社会および他国の地域社会におけるニーズに応える教育的、人道的、および職業関係のプロジェクトを立案し、実施するものである）を統括とした次の常任委員会を設置しなければならない。
- (1)クラブ奉仕委員会 (2)職業奉仕委員会 (3)社会奉仕委員会 (4)国際奉仕委員会 (5)青少年奉仕委員会
- (b) 会長はまた、理事会承認の下に、上記五大奉仕について必要と考える特定分野を担当する委員会を設置する

ものとする。

- (c) 五大奉仕委員会は、それぞれ本細則第3条1節によって任命された理事（委員長）、他の委員からなるものとする。
- (d) 会長は、職権上全ての委員会の委員となるものとし、その資格において委員会に付随するあらゆる特典を持つものとする。
- (e) 各委員会は本細則によって付託された職務、および更にこれに加えて会長または理事会が付託する事項を処理するものとする。理事会によって特別の権限を与えられた場合を除き、これらの委員会は、理事会に報告して承認を得るまでは行動してはならない。
- (f) 会長は、その必要ありと認めた場合、青少年活動の諸特定分野を担当する委員会を一つまたは二つ以上設置する事ができる。これらの委員会はそれぞれの責務によって、職業奉仕委員会、社会奉仕委員会、国際奉仕委員会のいずれか、あるいは全ての所管するところとなる。可能かつ実際的である限り、1名または数名の委員を再任するか、または1名または数名の委員を二ヶ年の任期を以て任命する事により、委員会に継続性を持たせる規定を設けることが望ましい。

第2節 クラブ奉仕委員会

- (a) クラブ奉仕委員会委員長は、クラブ奉仕の諸活動全部に対して責任を持ち、かつクラブ奉仕の各特定分野について設置されたあらゆる委員会の仕事を監督、調整する任務を持つものとする。
- (b) クラブ奉仕委員会は、クラブ奉仕委員会委員長とクラブ奉仕の特定分野を担当する全ての委員会の委員長によって構成されるものとする。
- (c) 会長は理事会の承認の下に、クラブ奉仕の中の特定分野を担当する次の各委員会を設置するものとする。
 - (1)例会運営委員会 (2)親睦活動委員会 (3)会報委員会 (4)広報委員会
 - (5)会員増強選考委員会 (6)会員研修委員会
- (d) 会長は、会長エレクトまたは副会長に命じ、会員増強選考、会員研修委員会の仕事を監督、調整させるものとする。
- (e) クラブ諸委員会の設置について、可能かつ実際的である限り、1名または数名の委員を再任するか、または1名または数名の委員を2ヶ年の任期をもって任命する事により、委員会の継続性をもたせる規定を設けるべきである。
- (f) 会員研修委員会は、2名以上の委員をもって構成されるものとする。

第3節 職業奉仕委員会

- (a) 職業奉仕委員会は、職業奉仕委員長と若干名の委員で構成する。
- (b) 職業奉仕委員会委員長は、職業奉仕の諸活動全部に対して責任を持つ。

第4節 社会奉仕委員会

- (a) 社会奉仕委員会は、社会奉仕委員長と、社会奉仕特定分野を担当する全ての委員会の委員長によって構成されるものとする。
- (b) 社会奉仕委員長は、社会奉仕の諸活動全部に対して責任を持つこと。

第5節 国際奉仕委員会

- (a) 国際奉仕委員会は、国際奉仕委員長と、若干名の委員で構成する。
- (b) 特定分野を担当する委員会として、次の委員会を設置する。
 - (1)ロータリー財団・米山記念奨学会委員会
- (c) 国際奉仕委員長は、国際奉仕の諸活動全部に対して責任を持ち、かつ本節(b)項に定める特定分野の委員会についてその仕事を監督、調整する。

第6節 青少年奉仕委員会

- (a) 青少年奉仕委員会は、青少年奉仕委員長と若干名の委員で構成する。
 - (b) 青少年奉仕委員会委員長は、青少年奉仕の諸活動全部に対して責任を持つ。
 - ※1. 会長は、職権上すべての委員会の委員となるものとし、その資格において委員会に付随するあらゆる特典をもつものとする。
 - ※2. 各委員会は本細則によって付託された職務およびこれに加えて会長または理事会が付託する事項を処理すべきものとする。理事会によって特別の権限を与えられた場合を除き、これらの委員会は、理事会に報告してその承認を得るまでは行動してはならない。
 - ※3. それぞれの委員長はその委員会の定例会合に対して責任をもち、委員会の仕事を監督、調整する任務をもち、委員会の全活動について理事会に報告するものとする。
- (注：クラブは、その奉仕と親睦のニーズを満たすために必要な委員会を設置する裁量権をもつ。 そのような

任意の委員会の見本一覧表は、「クラブ委員長の手引き」に記載されている。クラブは必要に応じて、独自の委員会構成を考案することができる。

第9条 各委員会の任務

会長は、その任期中の諸委員会の任務を確定し、評価するものとする。各委員会の任務を発表するにあたり、会長は既存の適切なR I文書を参照するものとする。

それぞれの委員会は、具体的な権限、明確な目標、および各年度の初めにその年度内に実施する行動計画を設定するものとする。上述の通り、ロータリー年度の開始に先立ち、クラブ委員会のための推奨事項、委託任務、目標、計画に関し理事会に対し説明発表するための準備を整えるにあたり、必要な指導を施すのは会長エレクトの主要責務である。

第1節 クラブ奉仕委員会

この委員会は、本クラブの会員がクラブ奉仕に関する事柄において、その諸責務を遂行する上に役立つ、指導と援助を与えるような方策を考案し、これを実施すること。クラブ奉仕委員長は委員会の全会合に責任を持ち、クラブ奉仕の全活動について、理事会に報告しなければならない。

(a) 例会運営委員会

この委員会は、本クラブの例会および臨時の会合のためのプログラムを準備し、手配をする。また全てのクラブ会員が、あらゆるロータリーの会合に出席すること（地区大会、都市連合会および国際大会への出席も含む）を奨励する方法を考案するものとする。この委員会は、特に本クラブ例会への出席と本クラブ例会に出席できない場合、他クラブ例会への出席を奨励し、全会員に出席規定を周知せしめ、出席を良くするためにより良い奨励策を講じ、出席不良の原因となる諸事情を確かめてこれを除去することに努めるものとする。

(b) 親睦活動委員会

この委員会は、会員間の知り合いと友誼を増進し、用意されたロータリーのレクリエーションおよび社交的諸活動への参加を会員に奨励し、本クラブの一般目的の遂行上、会長または理事会が課する任務を果たすものとする。

(c) 会報委員会

この委員会は、クラブ週報の刊行によって関心を促して出席の向上を図り、近づく例会のプログラムを発表し、前回の例会の重要事項を報告し、親睦を増進し、全会員のロータリー教育に寄与し、クラブ、会員および世界各地のロータリープログラムに関するニュースを伝えるべく努めなければならない。

(d) 広報委員会

この委員会は、(1)広く世間一般に、ロータリー、その歴史、綱領および規模に関する情報を提供し、そして(2)本クラブのために適切な宣伝を行う方策を考案し、これを実施するものとする。また本クラブの歴史的活動を記録・保存する事を任務とし、長期的、継続的の方針によって運営しなければならない。

またロータリアン誌に対する読者の関心を喚起し；雑誌月間を主催しクラブの例会プログラムにおいて、毎月雑誌の簡単な紹介を手配し；新会員の教化に雑誌を利用する事を奨励し；ロータリアンでない購読者に雑誌を贈呈し；図書館、病院、学校その他の図書閲覧室のために、国際奉仕ならびにその他の特別購読を取りはかり；ニュース資料と写真を雑誌編集者に送り；その他あらゆる方法によって、雑誌を本クラブ会員およびロータリアン以外の人々に役立てるものとする。

(e) 会員増強選考委員会

この委員会は、できるだけ早く、遅くとも8月31日以前にその地域社会の職業分類調査を行わなければならない。その調査から職業分類の原則を適用し、充填未充填職業分類表を再検討しなければならない。そしてあらゆる職業分類の問題について協議し、また推薦されたすべての者を個人的な面から検討して、その人格、職業上および社会的地位、ならびに一般的な適格性を徹底的に調査し、すべての申し込みに対する委員会の決定を理事会に報告しなければならない。

(f) 会員研修委員会

この委員会は、(1)会員候補者にロータリークラブ会員の特典と責務に関する情報を提供し、(2)会員、特に新会員に、会員の特典と責務に関する適切な理解を与え、(3)会員にあらゆるレベルのロータリーの歴史、綱領、活動に関する情報を提供し、(4)入会してからの1年間、新会員のオリエンテーションを監督するものとする。

(5)また会員にR Iの管理運営の動向についての情報を提供する方策を考案し、これを実施するものとする。

第2節 職業奉仕委員会

この委員会は、本クラブの会員が、その職業関係における諸責務を遂行し、各会員それぞれの職業に於ける慣行の、一般水準を引き上げる上に立つ、指導と援助を与えるような方策を考案し、これを実施するものとする。

またあらゆる範囲の事業および専門職務への、会員の知識と理解を深めるようなプログラムやプロジェクトを考案し、これを実行すること。

第3節 社会奉仕委員会

この委員会は、本クラブの会員が、その地域社会に対する諸責務を遂行するうえに役立つ、指導と援助を与えるような方策を考案し、これを実行するものとする。その上で、地域とその諸施設の現状を改善する事によって、住みやすい場所を築くよう心を配るものとする。また地域環境の質を調査し、改善するよう心を配るものとする。

また、救助を必要とする人々に力を貸し、支援することによって、すべての人が生涯にわたり、幸福に暮らせるように心を配るものとする。

第4節 国際奉仕委員会

この委員会は、本クラブの会員が、国際奉仕に関する事柄（国際奉仕の機会と活動を通じて、会員及び一般の人々にロータリーの国際奉仕目標を広く知って貰うように努め、災害救援プロジェクト等の世界社会奉仕活動）において、その責務を遂行するうえに役立つ指導と援助を与えるような方策を考案し、これを実施するものとする。

この委員会の委員長は、本クラブの国際奉仕活動に責任を持ち、国際奉仕の特定分野について設置される、あらゆる委員会の仕事を監督し、これを調整するものとする。

(a) ロータリー財団・米山記念奨学会委員会

この委員会は、(1)会員及び一般の人々に、ロータリー財団の働きについて知らせて、その理解を深め、(2)一般寄付の目標を設定し、特にポール・ハリス・フェローおよび準フェローの認定によって、(3)ベネファクターになることによって財団基金を支援するよう、会員に推奨するものとする。会員および一般の人々に米山記念奨学会の働きについて知らせて、その理解を深め、(5)一般寄付の目標を設定し、特にポール・ハリス・フェローおよび準フェローの認定によって、(6)ベネファクターになることによって財団基金を支援するよう、会員に推奨するものとする。

第5節 青少年奉仕委員会

この委員会は、(1)青少年に対する地域社会の義務および責任について、地域社会が自覚するよう指導し、(2)地域社会の青少年のニーズを見つけ、(3)こういったニーズを、関係当局および代行期間が十分把握できるようにするものとする。また、(4)地域内の高校生の中から優秀な人材を選抜し、外国へ一年間留学させ、(5)他国のロータリークラブより派遣された留学生を、2ヶ所以上のホストファミリーのもとに一年間滞在させて地域内の高校に通学させ、あらゆる機会を利用して日本の文化に触れさせるよう努めるものとする。

※以上、理事、役員と理事会構成および委員会の組織構成表を別表(1)の通りとする。

第10条 出席義務規定の免除

理事会に対して書面をもって、正当かつ十分な理由を具して申請することによって、会員は出席義務規定の免除が与えられ、一定期間を限り本クラブの例会出席を免除される。※別表(3)参照

(注：このような出席義務規定の免除は会員身分の喪失を防ぐためのものである。しかし本クラブに対してその会員を出席同様にみなすためのものではない。その会員が他のクラブの例会に出席しない限り、出席を免除された会員は欠席と記録されなければならない。但し標準ロータリークラブ定款第11条第3節および第4節、第5節の規定に基づいて認められた欠席は本クラブの出席記録に算入されない)

*年齢が65歳以上の会員で、一つまたはいくつかのロータリークラブのロータリー歴と会員の年齢の合計が85年以上。

第11条 財務

第1節 各会計年度の開始に先立ち、理事会はその年度の収支の予算を作成しなければならない。その予算は、これらの費目に対する支出の限度となるものとする。但し、理事会の議決によって別段の指示がなされた場合はこの限りでない。予算は2つの部分に分けられるものとする。すなわち、クラブ運営に関する予算と、慈善・奉仕活動運営に関する予算である。

第2節 会計は本クラブの資金をすべて理事会によって指定される銀行に預金しなければならない。クラブ資金は2つの部分に分けられるものとする。すなわち、一般会計（クラブ奉仕）と特別会計（職業奉仕、社会奉仕、国際奉仕）に関する資金である。

第3節 すべての勘定書は、会計、または理事もしくは権限をもつ役員2名の承認を受けたその他の役員によって支払われるものとする。

第4節 すべての資金業務処理は、毎年1回、全面的な検査が行われるものとする。

第5節 資金を預かりあるいはこれを取り扱う役員は、本クラブの資金の安全保管のために理事会が要求する保証を提供しなければならない。保証の費用は本クラブが負担するものとする。

第6節 本クラブの会計年度は7月1日より6月30日に到る期間とし、会費徴収の目的のために、これを7月1日より12月31日に至る期間および1月1日より6月30日に至る期間の二半期に分けるものとする。人頭分担金とR I公式雑誌購読料の支払は、毎年7月1日および1月1日に、それぞれ当日の本クラブ会員数に基づいて行われるものとする。

第12条 会員選挙の方法

第1節 本クラブの正会員によって推薦された会員候補者の氏名は、書面をもって、本クラブ幹事を通じ、理事会に提出されるものとする。移籍する会員または他クラブに属していた元クラブ会員は、元クラブによって正会員に推薦されてもよい。この推薦は、本条に別な定めのある場合を除き、漏らしてはならない。

第2節 理事会は、その被推薦者が標準ロータリークラブ定款の職業分類と会員資格の条件をすべて満たしていることを確認するものとする。

第3節 理事会は、推薦状の提出後30日以内にその承認または不承認を決定し、クラブ幹事を通じて推薦者に通告しなければならない。

第4節 理事会の決定が肯定的であった場合は、被推薦者に対し、ロータリーの目的および会員の特典と義務について説明しなければならない。この説明の後、被推薦者に対し、会員申込用紙に署名を求め、また、本人の氏名および本人に予定されている職業分類をクラブに発表することについて承諾を求めなければならない。

第5節 被推薦者についての発表後7日以内に、理事会がクラブ会員（名誉会員を除く）の誰からも、推薦に対し、理由を付記した書面による異議の申し立てが無かった場合、被推薦者は、名誉会員でないなら、本細則に定める入会金を納めることにより、会員に選ばれたものとみなされる。理事会に対し異議申し立てがあった場合は、理事会は、次の理事会会合において、この件について票決を行うものとする。これにより異議の申し立てがあったにもかかわらず、入会が承認された場合は、被推薦者は、名誉会員でないなら、所定の入会金を納めることにより、クラブ会員に選ばれたものとみなされる。

第6節 このような選挙後に、クラブ会長は、当該会員の入会式を行い、クラブ幹事は当該会員に対して会員証を発行し、ロータリー情報資料を提供するものとする。その他、会長もしくは幹事が新会員に関する情報をR Iに報告し、会長が、当該新会員がクラブに溶け込めるよう援助する会員を1名指名し、同新会員を状況に応じいずれかの委員会または行事に配属する。※別表(2)の「入退会手続き標準」参照

第7節 クラブは標準ロータリークラブ定款に従い、理事会により推薦された名誉会員を選ぶことができる。

第13条 決議

クラブは、理事会によって審議される前に、本クラブを拘束するいかなる決議または提案を審議してはならない。もしかかる決議または提案がクラブの会合で提起されたならば、討議に付することなく理事会に付託しなければならない。

第14条 議事の順序

開会宣言

来訪者の紹介

来信、告示事項およびロータリー情報委員会報告（もしあれば）

審議未終了議事

新規議事

スピーチその他のプログラム

閉会

第15条 改正

本細則は、定足数の出席する任意の例会において、出席会員の3分の2の賛成投票によって改正することができる。但し、かかる改正案の予告は当該例会の少なくとも10日前に各会員に郵送されていなければならない。標準ロータリー・クラブ定款およびR Iの定款、細則と背馳するとき改正または条項追加を本細則に対して行うことはできない。

平成24年3月5日改正

第6条第2節改正・第8条第2節(d)改正・第8条第2節(f)改正・第10条第2節改正

平成28年11月21日改正

(定款) 第3条追加・第5条追加・第6条改正・第6条5追加・第7条追加・第8条第1節(a)第3節改正・第9条追加・第10条第1節改正、第4節追加・第12条第3節(a)(b)改正・第13条第6節追加・第14条追加

(細則) ・第3条第1節(b)追加・第8条第6節(a)(b)追加・第9条第5節追加

令和元年6月10日改正

(定款) 第7条削除・第8条(d)追加・第12条第1節(a)改正・第10条第7節第8節削除・第10条第1節改正・第11条第2節改正

令和5年4月24日改正

(定款) 第7条第1節(a)改正

(細則) 第9条第3節改正・同節(a)削除

釧路西ロータリークラブ慶弔規定

第1条 叙勲および授賞

会員が、国家褒章またはこれに準じた褒章を受けた場合は、理事会が協議して金品を贈り、祝福する。

第2条 他団体への祝儀

他のロータリークラブおよび奉仕団体等の記念式典行事の祝儀は¥10,000円以上とし、理事会が決定する。

第3条 傷病見舞

会員が、病気または怪我等により入院または療養の時は、見舞金として¥10,000円を贈る。

第4条 弔事

会員または会員の親族が死亡した時は、次の通り弔意を表す。

1. 会員本人：①香典¥30,000円 ②弔花 ③代表者による弔事拝読
2. 会員の父母・配偶者・及び子の時 ①香典¥10,000円 ②弔花
3. 釧路（当該区域）近郊在住の配偶者の父母およびこれ以外の場合で会員が喪主の時
香典¥10,000円
4. 元会員またはその親族が死亡した場合は、会長の判断で会員に準ずる取扱ができるものとする。
5. その他、必要と思われる場合は、会長の判断に一任する。

第5条 災害見舞

会員の自宅及び事業所等が、火災または風・水・震災等にあった時は、理事会で協議して見舞金を贈る。

第6条 手続き

会員は、前条までの事実が発生した時は、すみやかに会長に通告し、弔慰及び見舞金贈与、その他の手配を幹事が行うものとする。

第7条 その他

その他、理事会で必要と認められた時は、別途考慮する。

(附則)

本規定は2008年5月26日の臨時総会で承認、改訂



国際ロータリー第2500地区第7分区
釧路西ロータリークラブ

事務所	〒085-0017 釧路市幸町14-1-1 ノースコートサンスイ2F	TEL(0154)23-6175・FAX(0154)23-6123 http://west.rc-kushiro.com/
例会場	〒085-0016 釧路市錦町3-7 ANAクラウンプラザホテル釧路	TEL(0154)31-4111・FAX(0154)24-8640
例会日	月曜日	12:30~13:30